# セルフ SS における AI による給油許可監視の実装に向けた AI システム評価方法等に係るガイドライン Ver.1 (案)

2023 年 3 月 石油連盟 給油所技術専門委員会

# 目 次

1	はじめ	)[Z	4
	1.1	目的及び効果	4
	1.1.	.1 背景·目的	4
	1.1.	.2 効果	5
	1.2	構成	6
	1.3	射程	5
	1.4	他のガイドラインとの関係	10
	1.5	品質評価の全体像	11
	1.6	用語	12
	1.7	関連法令等	14
2	機械	学習の信頼性評価	16
	2.1	利用時品質及び外部品質における評価軸	16
	2.2	利用時品質	17
	2.3	外部品質	17
	2.4	外部品質の要求レベル	19
	2.5	内部品質	24
	2.6	内部品質における評価軸	24
	2.7	内部品質における各評価軸の要求レベル	26
	2.8	STEP1.0 における内部品質の詳細項目	27
3	AIシ	ステムの機能・設備・運用の要件	.28
	3.1	機能要件	28
	3.2	設備要件	29
	3.3	運用要件	30

4	AIシス	ステムの試験方法	31
	4.1 Al	システムの試験方法におけるアプローチ	31
	4.2 原3	理原則に基づく評価シナリオの体系化	32
	4.2.1	認識外乱シナリオ	34
	4.2.2	顧客行動外乱シナリオ	66
	4.2.3	監視スタッフ環境外乱シナリオ	75
5	附録	ガイドラインの構成	85
6	参考了	文献	85

# 1 はじめに

## 1.1 目的及び効果

### 1.1.1 背景·目的

我が国において、顧客に自ら給油等を行わせる給油取扱所(以下、セルフSSという)は、1998年に行われた消防法並びに危険物の規制に関する政令及び同規則の改正により、その導入が実現したものである。

セルフ SS においては、引火性に代表されるガソリン・軽油等の危険性の観点から、危険物取扱者による 給油行為の許可及び監視が必要とされている。

他方、近年国内の石油製品需要の減少を背景として、過疎化や、それに伴う人手不足等により、給油取扱所(以下、SS という)の数が減少し、過疎地域を中心にいわゆる SS 過疎地問題が課題となっている。2018年7月に閣議決定された「エネルギー基本計画」等においては、AI・IoT 等の新たな技術を活用し、人手不足の克服、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出可能とするため、安全確保を前提とした規制のあり方について検討することが求められている。

こうした動きを踏まえ、石油元売会社は、セルフ SS における AI を活用した給油許可監視に関する技術開発を進めており、2019~2020 年度に開催された総務省消防庁「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」において AI を活用した給油許可監視は検討課題の一つとなり、給油許可監視業務における AI 活用のイメージが整理された。

その流れを受け、2021 年 4 月に消防庁より、石油業界側で AI システムの評価方法等について素案を作成し、2021 年度に開催する消防庁「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」にて提案する方向で検討してほしいとの要請があり、石油連盟は、石油元売会社・AI システム開発関係会社・消防庁等をメンバーとする WG を立ち上げ、AI システムの機能要件・評価方法・試験方法に関するガイドライン案を作成する方向で検討を進めることとした。

「セルフ SS における AI による給油許可監視の実装に向けた AI システム評価方法等に係るガイドライン」 (以下、本ガイドラインという)は、セルフ SS における給油許可監視システムの実装にあたり、機能要件 や試験方法等、システムの信頼性評価に関する枠組みを示すことで、セルフ SS における円滑なシステム の導入・運用を支援し、以てセルフ SS における事故の発生防止による公共の安全確保と、セルフ SS 運営の効率化に寄与することを目的としている。

なお、本ガイドラインは、石油連盟が AI システムを活用して給油許可監視を行う関係者に対して AI システムの評価方法・試験方法・運用方法を強制するものではない。また、本ガイドラインの利用者 (法人および個人を問わない) が、本ガイドラインに従って行動したことまたは行動しなかったことによりもたらされた全ての結果において、いかなる人に対しても、石油連盟は、全ての法的責任を負うことはない。

本ガイドラインの作成に当たっては、プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン(経済産業省・総務省消防庁・環境省)等を参考とした。本ガイドラインは、消防法令の改正、今後の AI システムの機能改良等に応じて適宜改訂するものとする。

### 1.1.2 効果

本ガイドラインの活用主体としては、給油許可監視システムをセルフ SS に導入する企業(例えば、先行して開発を進める石油元売会社)と、当該システムを開発し納品するベンダー企業を想定しており、それぞれの立場において想定される活用効果を以下に示す。

## (1) 給油許可監視システムを導入する SS 運営者の活用効果

給油許可監視システムを導入する SS 運営会社は、本ガイドラインの活用により、セルフ SS における 給油許可監視システムの信頼性評価を適切に実施することができる。また、本ガイドラインに則って開 発されたシステムの導入及び運用を行うことで、安全性等に関する説明責任を果たしやすくなり、セ ルフ SS におけるシステムの導入及び運用を円滑化することができる。

# (2) ベンダー企業の活用効果

ベンダー企業は、本ガイドラインの活用により、給油許可監視システムを導入する SS 運営会社が同システムに求める信頼性の基準を客観的に把握した上で、システムの開発に取り組むことができる。これにより、一般的に困難とされるシステムの信頼性評価の妥当性を説明することが容易となり、より円滑なシステム開発を行えるようになることが期待される。

## 1.2 構成

本ガイドラインは、次に示す第 1 章から第 4 章までの 4 章構成である。

- **第1章** 「**ガイドラインの概要**」では、本ガイドラインの目的及び効果、構成、射程、他のガイドラインとの関係、用語や関連法令等を示す。
- 第2章 「機械学習の信頼性評価」では、給油許可監視システムの信頼性評価に用いる概念・品質の 階層構造(「利用時品質」「外部品質」「内部品質」の3階層)の内容について整理する。
- 第3章 「AI システムの機能・設備・運用に係る要件」では、給油許可監視システムの導入・運用時に 考慮すべき要件について整理する。
- **第4章** 「AI システムの試験方法」では、給油許可監視システムにおける試験方法のアプローチと、評価シナリオについて体系的に整理する。
- 第5章 「附録 ガイドラインの構成」では、本資料を含むガイドラインの構成を示す。

# 1.3 射程

本ガイドラインは、給油許可監視業務を支援するシステムをセルフ SS へ導入する場合において、当該システムの信頼性を担保するための基準等をまとめたものである。

本ガイドラインにおける「給油許可監視業務」は、消防庁が2020年度に開催した過疎地域等検討会において、AI活用の対象と整理された業務領域、即ち、「火気の有無」と「携行缶・ポリ缶の有無」の検知・監視を含む、「固定給油設備からノズルが離れてから戻るまでの給油許可・監視」を射程とする(図1-1)。ただし、例えば灯油の注油行為等、将来的に業務領域を広げていく可能性を否定するものではない。

また、本ガイドラインにおいては、次頁の図 1-2 の通りロードマップを作成しており、給油許可監視システムの社会実装を3つのSTEPで段階を踏んで実現していくこととした。

本ガイドラインにおける給油許可監視システムは、同ロードマップにおける STEP 1.0 を対象とし、セルフ SS における給油許可監視業務の「支援」を想定している。今後 STEP1.5 以降を実現する段階では、緊急 時の有人対応を前提として給油許可監視業務を AI が一部代替することは将来的な射程に含めること とするが、その場合においても、非常時の安全確認や緊急時対応等は、引き続き有人での対応となることを前提としている。

	No.	監視内容		No.	監視内容
	1	自動車が給油エリアに停止	7	1	火気の有無
	2	エンジンを停止させる	その	2	携行缶・ポリ缶の有無
	3	自動車から降りる	他	3	注油(灯油)
业	4	パネルを操作し、注文・支払いをする			
油	5	静電気除去パッドに触る			
許可	6	給油口を開ける			
にお	7	油種に応じたノズルを取る			
けっ	8	給油口にノズルを差し込む			
監	9	給油			
給油許可における監視項目	10	給油口からノズルを抜き取る			
É	11	ノズルを戻す	/		
	12	給油口を閉める		【凡例	
	13	乗車する		本ガイ	(ドラインにおいて必須とする監視項目
	14	枠内から退場する			任意の監視項目

図 1-1 本ガイドラインが対象とする給油許可監視システムの射程

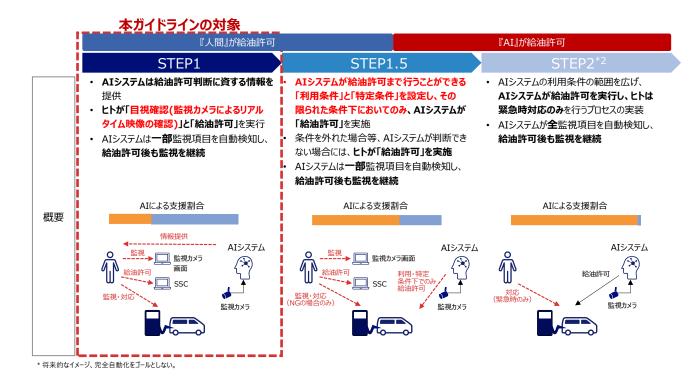


図 1-2 本ガイドラインが対象とする給油許可監視システムの実装に向けたロードマップ

また、本ガイドラインにおいては、AI 応用分野で先行する自動運転車両の事例を参照している。図 1-3 に示す通り、自動運転の技術の分野では、道路環境や気象条件等が異なる中、安全な走行を行うための技術水準に至っていないシステムにおいては、運転主体を人とシステムのいずれかに設定し、システムが自動運転を行う場合の条件として運行設計領域(Operational Design Domain、以下、ODD という)を定め、定められた ODD を超えた場合には、システムが自動運転できないために人に判断を委ねる仕組み、人への交替要求(Turnover Request、以下、TOR という)を確実に行うことが必須要件となる。

この事例に則り、システムを利用できる環境条件や利用条件について、まずは具体的な評価ケースとして、 先行して開発する石油元売会社のシステムごとに個別に条件の範囲を設定し、その限定された条件下で のみ給油許可監視システムの給油許可判断(計算結果)をそのまま適用できることを目指すこととした。 また、その条件下でシステムが判断(計算)できない場合には、確実に人に判断を委ねる形を想定して いる。

レベル	名称	定義	運転 主体	走行 領域	ODD	TOR
LO	運転 自動化なし	ADAS非搭載の旧来車で、ドライバーが全ての動的 タスクを担う。	人	_	_	_
L1	運転支援	クルーズコントロール(前走車追随)、レーンキープコントロール(車線内走行維持)のいずれかによりアシストする機能を有する車で、縦横の加速減・操舵のいずれかの車両運動制御のサブタスクを限定的に実施する。	<u>s</u> 人	TEP1はこ 限定 あり	<u>ちらに近し</u> —	<u>ハイメージ</u> —
L2	部分運転 自動化	上記の加速減・操舵の縦横両方をアシストする機能 を有する車により、 <b>ハンズオフ運転が可能に</b> 。	人	限定あり	_	-
L3	条件付 運転 自動化	自動運転車が走行可能な各種条件を表す「ODD(運行設計領域)」を設定し、その限定条件下のみ、システムがすべての動的運転タスクを実施する。これにより、ドライバーはアイズオフ運転が可能に。ただし、特定条件を外れ、作動継続が困難な場合は、AIシステムがドライバーに介入要求(TOR)を実施し、ドライバーは迅速に応答しなければならない。			ちらに近い ホンダレシ	
L4	高度運転 自動化	上記同様、ODDの設定により限定領域にてAIシステムがすべての動的運転タスクを担う。 また、作動継続が困難な場合への応答も実行する (TOR不可)。	AI	EP2はご 限定 あり	<u>56に近い</u> 〇	<u>イメージ</u> ×
L5	完全運転 自動化	ODDの設定なしに、AIシステムがすべての動的運転 タスクを担う。場所や条件などの制限がない完全 自動運転。	Al	限定 なし	×	×

図 1-3 自動運転におけるレベルの定義(参照事例)

出所) 国土交通省資料、官民 ITS 構想・ロードマップ等を基に作成

本ロードマップにおいては、足元の技術的な制約を AI が実現できる状態を STEP 1.0、AI が自立して給油 許可と給油監視までを実施できる状態を STEP 2.0 とし、その中間で AI が自立してできる条件を少しず つ増やしていく状態を STEP 1.5 とした(図 1-3)。なお、本ガイドラインは、主に STEP 1.0 を対象として いる。

STEP 1.0 では、まずは安心安全を第一優先として AI で判断(計算)した内容を人間が確認することで安全を担保することを目指す。セルフ SS においては、計量機を動かすために制御装置(SSC)を利用す

るが、本 STEP では従来の固定式の制御装置に加え、2019 年度に認められた可搬式の制御装置についても利用を想定している。AI が判断(計算)した安全・危険の判定結果を人間のスタッフに通知し、スタッフが監視カメラによるリアルタイム映像を目視確認して、スタッフが制御装置の許可ボタンで給油許可することを想定している。

STEP 1.5 は、人間の確認作業を少なくするため、特定の条件下で AI が自立して給油許可及び給油監視までを実施できることを目指す。

# 1.4 他のガイドラインとの関係

本ガイドラインの策定にあたっては、産業技術総合研究所の「機械学習品質マネジメントガイドライン第 2版」及び石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議<sup>1</sup>の「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」 (以下、プラント AI ガイドラインという)、また、他領域の事例として「自動運転の安全技術ガイドライン」 (以下、自動運転ガイドラインという)を参考としている。

# (1) 機械学習品質マネジメントガイドライン 第2版(産業技術総合研究所)

産業技術総合研究所が、民間企業・大学などの有識者と共同で、「AI システムのライフサイクル全体にわたる品質マネジメントを扱い、AI システムのサービス提供で求められる品質要求を充足するための必要な取り組みや検査事項を体系的にまとめたもの」である。AI システムに求められる品質を客観的に判断する基準を策定することで、AI システムのビジネス活用を加速させることが期待されている。

### (2) プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン (石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議)

「プラント保安分野に特化して AI の信頼性(プラントの安全性や生産性向上のために期待される品質を果たすこと)を適切に管理する方法」を示したものである。このガイドラインは、産業技術総合研究所「機械学習品質マネジメントガイドライン 第 2 版」と同様の方法で機械学習の信頼性評価を行い、必要な信頼性を確保する具体的な方法等を示している。

# (3) 自動運転の安全技術ガイドライン (国土交通省自動車局)

国土交通省は、自動運転車の安全技術ガイドラインを策定し、レベル3、4の自動運転車<sup>2</sup>が満たすべき安全性に関する要件を明確化した。「自動運転システムが引き起こす人身事故がゼロとなる社会の実現を目指す」ことを目標として設定し、具体的には、自動運転車が満たすべき車両安全の定義を、「自動運転車の運行設計領域(ODD)において、自動運転システムが引き起こす人身事故

<sup>13</sup>省とは、経済産業省・総務省消防庁・厚生労働省を指す。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> レベル3とは「システムが全ての運転操作を行うが、システムの介入要求等に対してドライバーが適切に対応することが必要」な条件付自動運転であり、レベル4は「特定条件下においてシステムが全ての運転操作を行う」特定条件下における完全自動運転のことを指す。

であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないこと」と定め、ドライバーモニタリング機能の装備、サイバーセキュリティ対策、ユーザーへの情報提供など、自動運転車が満たすべき安全性に関する要件等を示している。

# 1.5 品質評価の全体像

本ガイドラインの策定にあたっては、次項で記載の通り、AI や他領域のガイドラインや考え方を参照した。 まず、プラント AI ガイドラインに基づき、AI システムの開発・運用の観点で留意すべき機械学習の信頼性 評価の構造を整理した。具体的には、「利用時品質」、「外部品質」、「内部品質」の3つの品質のレベルと内容を設定し、ガソリンスタンドでの給油許可監視システムに適用できる形に落とし込んだ。

次に、AI システムが出力するアウトプットの品質を評価する手法として、自動運転分野における網羅性を 担保可能な実用性のある「原理原則に基づくシナリオベースアプローチ」を参照し、ガソリンスタンドにおける給油許可監視業務におけるリスク因子を「認知」、「判断」、「操作」の観点で洗い出し、それぞれのリスク因子に該当する「認識外乱シナリオ」、「顧客行動外乱シナリオ」、「監視スタッフ環境外乱シナリオ」の3つの試験シナリオを整理した。

最後に、自動運転ガイドラインや消防庁 PoC の実施結果を踏まえ、AI システムの導入時・運用時に確認すべき事項として、利用の観点で必要な3つの要件、「機能要件」、「設備要件」、「運用要件」を整理した。これにより、実導入の際に AI システムを受け入れるセルフガソリンスタンドの店舗側が確認すべき要件を明らかにした。

これらの3つの検討事項の詳細は次章以降に記載するが、それぞれの関係性を以下の通り示す(図 1-4)。

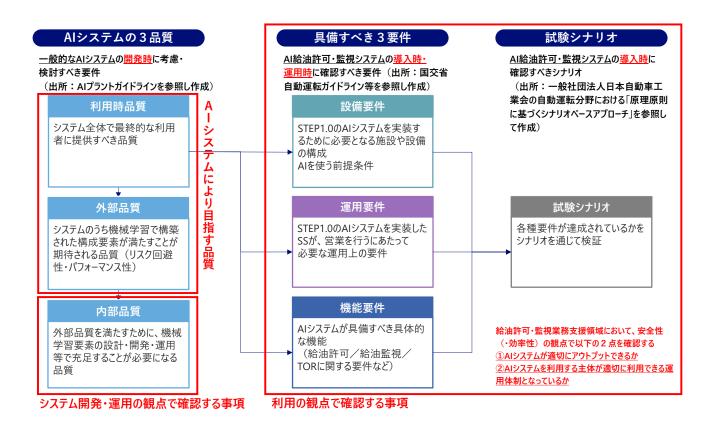


図 1-4 3 品質、3 要件、試験シナリオの関係性

出所)各ガイドラインを参照し作成

# 1.6 用語

本ガイドラインにおいて使用する用語について、以下のように定義する。

### (1) 機械学習

機械学習は、「人工知能のうち、特に計算機システムが明示的なプログラム指示に依ること無く、データのパターンを自動的に認識した結果を用いて推論・判断を行うようなシステムのこと」を指す。

### (2) SS (Service Station/サービスステーション/給油取扱所)

サービスステーション(SS)は、危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定される、給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所(給油取扱所)のことを指す。頭文字を取って「SS」と記載される。

### (3) セルフ SS

セルフ SS は、危険物の規制に関する規則第 28 条の 2 の 4 に規定される、顧客が自ら自動車等に給油を行うことができる給油取扱所のことを指す。自動二輪車は自動車に含まれるが、顧客にガソ

リンを容器に詰め替えさせることは認められない。(平成10年3月消防危25号)

# (4) EUC (Equipment Under Control:被制御装置)

EUC は、「製造、プロセス、運輸、医療、その他の業務に供される機器、機械類、装置、プラントなど」を指し、本ガイドラインでは、主にセルフ SS における給油許可業務に用いられる機器等を指す。

# (5) E/E/PE (Electric/Electronic/Programmable Electronic:電気・電子・プログラマブル電子の)

E/E/PE は、「電気(E)、電子(E)及び/又はプログラマブル電子(PE)技術に基づく」ことを指す。 この用語は、電気的原理で作動する全ての機器又はシステムを包括する。

### (6) 安全関連系

安全関連系は、以下の2つの条件を満たすシステムのことを指す。

- ① EUC を安全な状態に移行させるため、又は EUC の安全な状態を維持するために必要な、要求された安全機能を行う。
- ② それ自体で、又はその他の E/E/PE 安全関連系及び他リスク軽減措置によって、要求される 安全機能に対して必要な安全度を達成する。

# (7) SIL (Safely Integrity Level:安全度水準)

SIL は、機能安全規格 IEC 61508(JIS C 0508)  $^4$ 及び IEC 61511(JIS C 0511)  $^5$ で定められている「安全度の値の範囲に対応する離散的水準」を指す。安全度水準の最高値は 4 であり、最低値は 1 である。なお、安全度とは、「ある E/E/PE 安全関連系が、指定した期間内に、全ての指定した条件下で、規定する安全機能を果たす確率」を指す。

### (8) 信頼性 (ソフトウェア信頼性)

信頼性は、「特定条件下で使用するときのある性能を維持する能力」を指す。 本ガイドラインにおいて、単に「信頼性」という場合は「ソフトウェア信頼性」を指すものとする。

### (9) PoC (Proof of Concept)

PoC は概念実証のことを指し、「新しいアイデアの実施可能性を確認するために、本格的な実装・システム化の前に行う検証活動 |を指す<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> JIS C 0508-4:2012 電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全 - 第4部:用語の定義及び略語

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> IEC(国際電気標準会議)が制定した E/E/PE の機能安全に関する国際規格

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> IEC が制定したプロセスエンジニアリングのアプリケーション規格

<sup>6</sup> 石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」

# (10) 利用時品質

利用時品質は、システム全体で最終的な利用者に提供すべき品質のことを指す<sup>7</sup>。実際にユーザー 利用した際の満足性やリスク回避性等が該当する。

# (11) 外部品質

外部品質は、システムのうち機械学習で構築された構成要素が満たすことが期待される品質のことを指す $^7$ 。外部品質を達成することで、利用時品質が実現される。

# (12) 内部品質

内部品質は、機械学習による構成要素が固有に持つ品質のことを指す <sup>6</sup>。「外部品質」を満たすために、機械学習要素の設計・開発・運用等で充足することが必要になる品質である。

### 1.7 関連法令等

本ガイドラインに関連する法令・規格・基準等は、以下に示す通りである。

# (1) 消防法

「火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、 火災または地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増 進に資すること」(第 1 条)を目的として定められた法律である。

### (2) 消防法施行令

防火対象物、消防用設備に関する技術基準、救急業務、消防設備に関する検査等を定めた、消防法の施行のための政令。

### (3) 消防法施行規則

消防法施行に必要な防火・消防管理者、消防計画等の届出、消防用設備等の設置、維持の技術上の基準、検査、点検等を詳細に定めた省令。

### (4) 危険物の規制に関する政令/規則

消防法第三章及び危険物の規制に関する政令の規定に基づき、これらの実施のために定められる 政令及び規則。危険物の品名や指定数量、貯蔵所や取扱所の区分等を定める。

<sup>7</sup> 産業技術総合研究所「機械学習品質マネジメントガイドライン 第2版」

# (5) 消防危

消防危とは、消防庁危険物保安室が通知・通達したものを指す。「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 87 号)等が本ガイドラインに関連する。

# 2 機械学習の信頼性評価の構造

本ガイドラインでは、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン 第2版」及び同ガイドラインが参照している、産業技術総合研究所「機械学習品質マネジメントガイドライン 第2版」における品質確保の構造を用いて、AIシステムの信頼性評価を行う。

品質確保の階層構造について、その概略を図 2-1 に示す。まず、AI システム全体を通して実現したい内容 (=利用時品質)を定義し、それを満たすために必要な機械学習要素の性能と達成レベル(=外部品質)を設定した。そして、その達成レベルに応じた要求事項に基づいて、機械学習要素 (=内部品質)を作り込むことを想定している。本ガイドラインは、給油許可監視システムの品質確保に向けた各品質について、上記の流れでその定義付けを実施した。

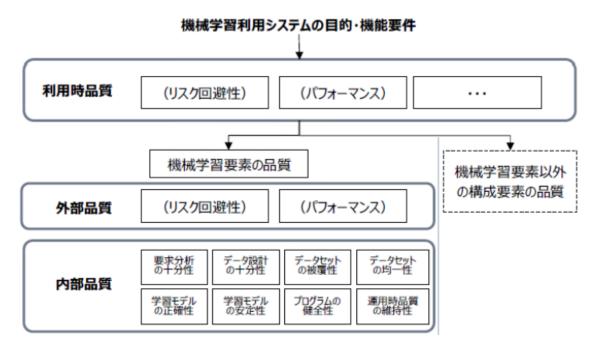


図 2-1 機械学習利用システムの信頼性評価における3段階の品質の関係

出所)「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン 第2版」(2021年3月)

# 2.1 利用時品質及び外部品質における評価軸

本ガイドラインでは、利用時品質・外部品質における各品質分類を「軸」と称し、「リスク回避性」と「パフォーマンス」の2軸を設定している。また、外部品質については、「リスク回避性」と「パフォーマンス」のそれぞれについて、要求事項の強弱に応じた「レベル」を定義しており、外部品質のレベルに応じて、第 2.5 節の「内部品質」における要求事項のレベルが決定する構造となっている。

なお、「リスク回避性」と「パフォーマンス」の双方が同一のシステム上で要求されることもあり得る。このような場合は、「リスク回避性」と「パフォーマンス」の最適なバランスを定めることが必要である。

## (1) リスク回避性

「リスク回避性」とは、「機械学習要素が望ましくない判断動作を行うことを抑制し、システムを用いたサービス提供者・システムにより提供されるサービスの利用者または第三者などに人的被害や経済損失・機会損失などの悪影響を及ぼすリスクを低減する品質特性」を指す。

# (2) パフォーマンス

「パフォーマンス」とは、システムの有用性を意味し、業務等の生産性・効率性の向上に資する品質特性を指す。具体的には、システムの利用者が期待する成果を高い精度・確率で出力する品質を指し、「個別の誤判断による悪影響が大きな問題にならない出力では、個々の出力の是非よりも、平均的な性能の高さが要求されることに着目している<sup>8</sup>」。

### 2.2 利用時品質

利用時品質とは、「システム全体で最終的な利用者に提供すべき品質」を指す。利用時品質には、システムの利用者がシステムに期待している目的や、前提として確保されているべき安全性等が含まれており、換言すると、「『システムで実現したいこと』が利用時品質である」と言える。本ガイドラインにおいては、正常な給油動作の検知と異常な給油動作の検知の組み合わせにより、安全性の向上と省力化・効率化の向上を狙ったものとした。

具体的には、リスク回避性の軸として、「『正常な』給油動作が正しく検知されること」、「(SS スタッフの対応が必要な)『異常な』給油動作が正しく検知されること」の 2 つを利用時品質と定義した。この 2 点を満たすことにより、安全性の向上を目指したシステムとする。また、省力化・効率化を目指したパフォーマンスの軸として、「SS スタッフの(不要な)対応実施数を少なく抑えること」を 3 つめの利用時品質として定義した。本ガイドラインでは、AI システムがこれらの 3 つの利用時品質を満たすことを推奨する。

### 2.3 外部品質

前節で設定した利用時品質に対し、対応した機械学習要素の外部品質を設定する。外部品質とは、「システムのうち機械学習で構築された構成要素が満たすことが期待される品質」を指す。システムの構成要素が「部品として要求される、客観的な視点の品質」のことであり、セキュリティ、信頼性、一貫性など

<sup>8</sup> 石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」

### 正常な給油動作の検知



### 異常な給油動作の検知













顧客自身での 携行缶給油

給油中に 離れる (ノズルの戻し忘れ)

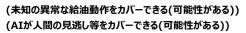
車両を停止

『給油中』に(人が持っている)『ノズル』が 『車両の給油口』に挿入されていることを検知する 主に『ノズルを取る~戻す』の給油動作において、 過去に事故発生の原因となったリスク行為が 検知されないこと

\*火気や顧客自身での携行缶給油ついては、常時監視も視野に入れる



# 安全性向」





(給油中は人間による目視確認を必要としない等)

図 2-2 給油許可監視システムの利用時品質:リスク回避性のアプローチ

# が挙げられる。

給油許可監視業務を支援するシステムの機械学習要素に求められる性能(ノズル検知能力等)が、 外部品質に該当する。本ガイドラインにおいては、リスク回避性軸の外部品質として、「誤判定率の低減し を定義した。具体的には、正しい給油許可判断が「異常」であるべき給油動作の場合に AI システムが 「正常」であると判定する誤判定率、つまり、異常な行為を見逃してしまう間違いを限りなく小さくすること

	正しい 給油許可判断	AIシステムの 給油許可判断	正解・ 不正解	
①OK-OK パターン	ОК	ОК	正解	
②OK-NG パターン	ОК	NG	誤り	誤検知率(パフォーマンス軸・効率性) =OK-NG件数/全件
③NG-NG パターン	NG	NG	正解	
④NG-OK パターン	NG	ОК	重大な 誤り	誤判定率(リスク回避性軸・安全性) =NG-OK件数/全件

図 2-3 誤判定率・誤検知率の意味合い

を指す。また、パフォーマンス軸の外部品質は、「**誤検知率の低減**」と定義した。具体的には、正しい給油 許可判断が「正常」であるべき給油動作の場合に、AI システムが「異常」と判定する誤検知率、つまり、 SS スタッフの対応が不要な場合に、要と判定する誤検知率を限りなく小さくすることを指す。リスク回避 性軸の基準となる誤判定率と、パフォーマンス軸の基準となる誤検知率の意味合いは次の図 2-3 に示し た通りである。

### 2.4 外部品質の要求レベル

前節で設定した外部品質について、機械学習要素への要求に応じたレベルを設定する。外部品質の要求レベルを評価するには、リスク回避性の軸である AI 安全レベル(AI Safety Level、以下、AISL という)と AI パフォーマンスレベル(AI Performance Level、以下、AIPL という)の 2 つの観点で評価することが求められる。本ガイドラインでは AI プラントガイドラインの評価方法に則り、レベル設定を行った。

### 2.4.1 リスク回避性: AISL の設定

「リスク回避性」軸の外部品質に対し、機械学習要素の誤判断による悪影響を回避することへの要求の強さに応じてレベルを設定する。リスク回避性のレベルである AISL の設定フローは次に示す図 2-4 の通りである。

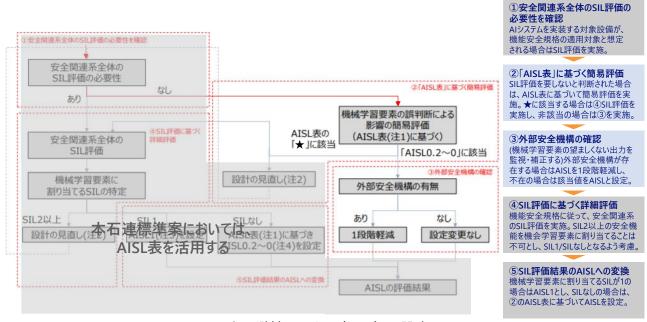


図 2-4 リスク回避性のレベル (AISL) の設定フロー

出所) プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第2 版より作成

給油許可監視システムの AISL 設定においては、プラント AI ガイドラインの記載内容のうち、「機械学習要素の誤判断による影響の簡易評価(AISL 表)」、「外部安全機構の有無」の 2 段階で評価を行った。

まず、機械学習要素の誤判断による影響の簡易評価においては、次の AISL 表を用いて評価を実施した

(図 2-5)。AISL表は、縦軸に I~IV までの強度基準の評価、横軸に①~③までの人間による回避可能性の分類を行い、その掛け合わせでレベルを判断する。詳細は次項にて後述する。

※「微小な怪我」とは、いわゆる「赤チン災害」以下の強度にあたり、医師の診察を要する不休災害などは強度基準॥に該当する。 ※「直接被害額」とは、以下を意味する。「修理・交換・清掃・廃棄処分・環境修復および緊急対応の費用。直接コストには、ビジネ ス上の機会損失・事業の中断および原料や製品の損失・装置の停止による途失利益、一時的な設備の調達や運転費、顧客の要 強度基準は、1)  $\sim$  3) のうち、最も大きいものを選択する。 請に対応した代替製品の調達費のような間接コストは含まない。」 人間による回避可能性の分類 1)人的被害 2) 経済的被害 3) 経済的被害 (間接被害額を ①人間による代替システムが 用意されておらず、機械学習 要素の判断結果がそのまま ③機械学習要素は補助的 情報のみを提示し、人間が ②機械学習要素の判断結果 が運転・保全にそのまま反映 ※適用は任意 されることはなく、人間による 確認・代替システムの適用を 介した結果が反映される 判断して運転・保全に反映する 運転・保全に反映される • 死亡 1億円以上 企業体としての 1 障碍の残る障害 存続等に著しい 多数の重傷 **%AISL 0.2 \*AISL 02**  AISI 1 極めて多数の重 業務の運営を揺 るがす重大な損 П 重軽症 1千万円以上 無視できない、具体 AISI 1 **%AISL 0.2** AISL 0.2 多数の負傷 的な損害 微小な怪我 1千万円未満 軽微な利益の逸失 Ш AISL1 AISL 0.2 AISL 0.1 にとどまる Ш (想定される被害者により容易に回避できる場合) AISL 0.2 AISL 0.2 AISL 0.1 間接被害額を含む 傷害の想定無し IV 直接被害額の AISL 0 ロードマップ AISL 0 ロードマップ 想定は軽微 経済的被害の AISL 0 想定は軽微

**ロードマップSTEP 2**図 2-5 「リスク回避性 | の簡易評価の基準(AISL 表)

出所) プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第 2 版より作成

### (1) AISL 表の縦軸評価 (強度基準)

「AISL 表」の縦軸は、機械学習要素が誤判断した場合に発生する人的又は経済的な影響の強度に応じて AISL が変動することを示している。したがって、強度が大きい表の上の方が求められる AISL が高く、下の方が低く設定されている。強度基準は、「人的被害」「経済的被害(直接被害額のみ)」「経済的被害(間接被害額を含む)」のうち最も大きいものを選択することで設定するが、「経済的被害(間接被害額を含む)」の適用は任意となっている。

上記の判断基準を踏まえ、本ガイドラインの対象となる給油許可監視システムにおける強度基準は、過去 5 年間の消防庁提供事故データを分析した結果、「強度基準 II」とした。主に給油許可の業務フローに起因する事故の人的被害の程度が II 以下の内容しか見られず、かつ II に該当する事故の発生頻度も非常に稀であったためである。具体的には、給油動作起因の死亡・重傷発生事故は 0 件であったが、中等傷者発生事故が 2 件あった(図 2-6)。この結果を既存の基準・分類と照らし合わせると次の図 2-7 の通りとなる。

### (2) AISL 表の横軸評価(人間による回避可能性の分類)

「AISL 表」の横軸は、機械学習要素の誤判断を人間が回避する可能性の程度に応じて AISL が変動することを示している。①は、機械学習要素の判断がそのまま機械学習利用システム全体の最終判断となる場合が該当する。②は、機械学習要素は何らかの判断を行うが、その判断は必ず人間が確認し、最終判断となる場合が該当する。③は、機械学習要素自体は判断を行わず(判断の材

### 人的被害発生事故件数(平成28年度~令和2年度)

### 損害額別事故件数(平成28年度~令和2年度)

	人的被害発生事	人的被害発生事故件数(単位:件)					
	死亡者 発生事故	重傷者 発生事故	中等傷者 発生事故	軽傷者 発生事故			
令和2年度	0	2	2	7			
令和元年度	0	0	1	3			
平成30年度	0	1	5	5			
平成29年度	0	0	0	5			
平成28年度	0	1	0	6			
5か年計:	0	4	8	26			

	損害額別事故件数(単位:件)					
	1万円以上	1万円未満	調査中	年度内 事故件数計		
令和2年度	77	34	3	114		
令和元年度	80	33	2	115		
平成30年度	79	32	0	111		
平成29年度	53	18	0	71		
平成28年度	52	25	3	80		
5か年計:	341	142	8	491		

_	発生事故の詳細
	元工事队の計画

事故種別	年度	事故概要
重傷者発生事故	令和2年度	屋外セルフ給油取扱所内で顧客が自身にガソリンをかけ火をつけて発生した火災事故
重傷者発生事故	令和2年度	給油取扱所敷地内で軽乗用車と人の関係する交通事故が発生し、固定注油設備が一部破損したもの。
重傷者発生事故	平成30年度	ローリーからの荷卸し中における可燃性蒸気滞留による爆発火災
重傷者発生事故	平成28年度	給油取扱所において、固定給油設備の点検中にインパクトドライバーの電気火花がガソリンベーパーに引火したことによる火災
中等傷者発生事故	令和2年度	給油取扱所において利用客が運転操作を誤り軽自動車を敷地内の事務所開口部に衝突させ、破損させたもの
中等傷者発生事故	令和2年度	給油取扱所における検定作業中の着衣着火事故
中等傷者発生事故	令和元年度	車両の接触による給油取扱所(セルフ)の固定注油設備等の破損
中等傷者発生事故	平成30年度	給油取扱所において地下貯蔵タンク解体作業中における火災
中等傷者発生事故	平成30年度	給油取扱所において顧客が給油レバーを誤って操作したことによるガソリンの流出。当該給油取扱所内において、顧客が普通自動車に ガソリンを給油後、ノズルを戻す際に誤ってレバーを握ったことから、ガソリンが吐出し、顔や体にガソリンを被ったもの。 (中等傷者数:1名、怪我の種別:刺激、施設への被害:なし)
中等傷者発生事故	平成30年度	ガソリンスタンドにおいて給油中誤ってガソリンがかかり負傷した。セルフスタンドで <b>親子で給油行為</b> したもの。 (中等傷者数:1名、怪我の種別:化学熱傷、施設への被害:なし)
中等傷者発生事故	平成30年度	給油取扱所(屋外セルフ)における油配管点検時の流出事故
中等傷者発生事故	平成30年度	給油取扱所の廃止に伴う地下タンク(ガソリン)洗浄作業中の酸欠事故。

図 2-6 消防庁の過去 5年間の事故データ分析結果 (1)

### 出所)消防庁事故データより作成

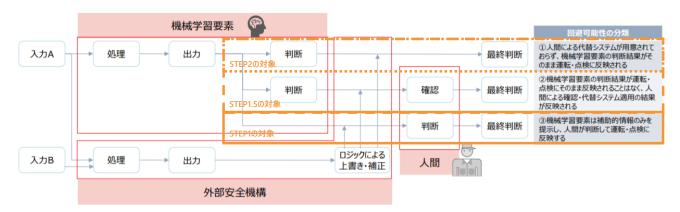
「想定される			る影響」の既存評価基	準	「発生した事故」の既存評価基準		
本ガイドラインの 基準	機械学習品質マネティン 第一人的リスク		【高圧ガス】 リスクアセスメント ガイドライン(Ver. 2) リスクアセス メント実施事例	【労働安全】 危険性又は有害性等の 調査等に関する指針 別 添4 負傷または疾病の 重篤度	【高圧ガス】 高圧ガス・石油コンピナート事故対 応要領 事故の分類	【消防】 危険物施設における 火災・流出事故に係 る深刻度評価指標 人的被害指標	【石化協】 事故評価基準 (CCPS評価法)
I 人的被害:死亡/障碍の残る傷害/多数 の重傷/極めて多数の負傷(重傷・軽傷) 経済的被害(直接被害額のみ):直接被害	複数人の同時死亡	企業体としての存続等に著しい影響	I:死亡	①致命的:死亡災害や身	A 級事故 ・死者 5 名以上 ・死者・重傷者合計 10 名以上 ・死者・負傷者合計 30 名以上	レベル 1:死者が発生	レベル 1 ・複数死亡 ・直接被害額 10 億円超 レベル 2
額 1 億円以上 経済的被害(間接被害額を含む):企業体 としての存続等に著しい影響/業務の運営 を揺るがす重大な損害	単一の人の死傷	業務の運営 を揺るがす 重大な損害		体の一部に永久損傷を伴うもの	・		1 名死亡 ・直接被害額 1 億~10 億円
Ⅱ 人的被害:重軽傷/多数の負傷(重傷・軽 傷)		無視できな	Ⅱ:休業災害	②重大:休業災害(1 か月 以上のもの、一度に多数 の被災者を伴うもの)	B1 級事故(①を除く) ・重傷者 2 名以上 9 名以下 ・負傷者 6 名以上 29 名以下	レベル 2:重傷者また は中等症者が発生	レベル 3:休業災害 ・直接被害額 1 干万~1
経済的被害(直接被害額のみ):直接被害額 1 千万円以上 経済的被害(間接被害額を含む):無視できない、具体的な損害	重症	い、具体的な損害	Ⅲ:不休災害	③中程度:(1 か月未満の もの、一度に複数の被災 者を伴うもの)	・直接被害額1億円以上5億円未満 C1級事故① ・負傷者1名以上5名以下かつ重傷 者1名以下	レベル 3: 軽症者が発 生	億円
Ⅲ 人的被害: 微小な怪我 経済的被害(直接被害額のみ): 直接被害額1 千万円未満 経済的被害(間接被害額を含む): 軽微な 利益の逸失にとどまる	軽傷	軽微な利益 の逸失にと - どまる	Ⅳ: 微小災害	④軽度:不休災害やかす り傷程度のもの	C1 級事故(①を除く)		レベル 4 ・応急手当 ・直接被害額 250 万~1 千万円
■' (想定される被害者により容易に回避できる場合)	軽傷 (想定される被害 者により容易に回 避できる場合)	249				レベル 4:軽症者なし	130
IV 人的被害:傷害の想定なし 経済的被害(直接被害額のみ):直接被害 額の想定は軽效 経済的被害(間接被害額を含む):間接被 害額を含む経済的被害の想定は軽徴	傷害の想定なし	損害の想定なし	♥:怪我なし		C2 級事故		レベル 5 ・レベル 4 未満

図 2-7 消防庁の過去 5年間の事故データ分析結果 (2)

出所)プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第二版より一部抜粋

料となる情報のみを出力し)、機械学習要素の出力を必ず人間が見て判断を行う場合に該当する。 したがって、AISL 表の左の方が求められる AISL が高く、右の方が低く設定されている。横軸の検討に あたっては、図 2-8 に基づき、機械学習要素の出力及び判断に対する人間の関与の度合いを確認 した。

これらの判断基準を踏まえ、本ガイドラインの対象なる給油許可監視システムにおける回避可能性の程度は、ロードマップの段階により異なる水準を設定している。 具体的には、ロードマップ STEP 1.0 にお



STEP	AIがOK判断	AIがNG判断
STEP 1	ヒトが目視確認の上、給油許可を実施	ヒトが目視確認の上、対応実施
STEP 1.5	<特定の条件下のみ>AIが給油許可を実施 <上記以外の通常時>ヒトが目視確認の上、給油許可を実施	ヒトが目視確認の上、対応実施 (給油中以降の場合はAIがポンプを自動停止)
STEP 2	AIが給油許可を実施(ヒトの目視確認不要)	ヒトが目視確認の上、対応実施 (給油中以降の場合はAIがポンプを自動停止)

図 2-8「リスク回避性」の横軸の判定フロー

出所)プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第 2 版、石油元売会社ヒアリングを踏まえて作成いては③、STEP 1.5 は②、STEP 2.0 は①に該当すると判断した。

### (3) AISL 評価のまとめ

以上の評価を踏まえると、リスク回避性軸のレベルはロードマップの段階によって異なり、STEP 1.0~1.5 は AISL 0.2、STEP 2.0 においては AISL 1 となる。AISL 評価の結果をまとめると、以下の通りとなる。

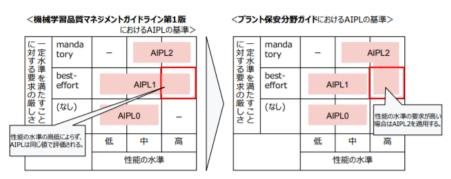


図 2-9 リスク回避性軸のレベル設定(AISL)

出所)プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第2版、石油元売会社ヒアリングを踏まえて作成

### 2.4.2 パフォーマンス: AIPL の設定

「パフォーマンス」に関する外部品質レベルの設定および評価基準表を次の通り示す。最も高いレベルである AIPL2 は、機械学習要素が一定の性能指標を満たすことが、機械学習利用システムの運用上必須、又は強い前提である場合に相当する。また、AIPL1 は、一定の性能要件が機械学習利用システムの目的として特定されているが、AIPL2 に該当しない場合(性能要件の達成がベストエフォートでよく、必達でない場合)に相当する。また、AIPL0 は、性能指標が特定されず、性能指標そのものを発見することが開発の目的となる場合などに相当する。この AIPL2・1・0 の評価基準は、プラント AI ガイドラインにおいて示されている定義・基準と同一である。



パフォーマンスレベル	説明
AIPL 2 (mandatory requirements) ロードマップSTEP 2	<ul> <li>機械学習要素が一定の性能指標(正答率・適合率・再現率など)を 満たすことが、機械学習利用システムの運用上の必須または強い前提である場合。</li> <li>受発注等の契約において、前記の一定の性能指標の充足が受入要件として明確に記載される場合。</li> </ul>
AIPL 1 (best-effort requirements) ロードマップSTEP 1 ~1.5	<ul> <li>一定の性能要件が機械学習利用システムの目的として特定されているが、AIPL 2に該当しない場合。</li> <li>特に、リリースまでの日程スケジュールが重視される場合、または品質をモニタリングしながら試験運用を行い、漸次性能向上を行う運用が許される場合。</li> </ul>
AIPL 0	<ul><li>性能指標が開発時点で特定されず、性能指標そのものを発見することが開発の目的となる場合など。</li><li>所謂PoCの段階で終了する開発を行う場合。</li></ul>

図 2-10 パフォーマンスのレベル設定・評価基準の定義(AIPL)

出所)プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第2版、石油元売会社ヒアリングを踏まえて作成

このように、AIPL は、基本的には、「パフォーマンス」に関する外部品質がシステムにおいてどの程度強い要件となっているかで決定し、業界で合意した性能の水準と要求水準の厳しさでユースケースごとに判断される。本ガイドラインにおいては、ロードマップの STEP 1.0~2.0 までの段階に応じて異なる AIPL を設定しており、ロードマップ STEP 1.0~1.5 の段階においては AIPL1、STEP 2.0 の段階においては AIPL2 と設定した。

	SSAI	性能の水準(高/中/低) 水準に対する要求の厳しさ	中 	【性能の水準】 STEP 1 ~1.5においては、AISLに優先順位を劣後させる一方、商用 化に至るために一定の性能水準を検証しながら定めていくこととするた	
s		(mandatory/best-effort/ない)	STEP1~1.5 : AIPL 1 STEP2 : AIPL2	め、性能の水準は中程度と置く。 【水準に対する要求の厳しさ】 また、正常な場合に異常と判定する誤判定があると、異常のない (人間による確認が不要な) 給油動作を人間が確認する手間が計にかかるが、重大なコストではない。そのため、運用上許容される囲において、best-effortで品質を高めることを目指す。 【その他、確認すべき事項】	
				なお、アラートを出すタイミング・閾値は運用しながら検証していくことと する。 本システムの運用の前提や、評価のプロセスについて、共通認 識を形成する。	

図 2-11 パフォーマンス軸のレベル設定(AIPL)

出所)プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第2版、石油元売会社ヒアリングを踏まえて作成

## 2.5 内部品質

「内部品質」とは、AI システムの構成要素を作成する際に「具体的に測定したり、設計などの開発行為を通じて評価したりする、その要素が固有で持つ特性としての品質」を指す。

AI システムの誤判断は、学習データセットの不十分や過学習など、様々な要因によって起こり得るため、適切な信頼性評価を実施するためには、AI システムの導入における全工程の妥当性を網羅的に確認する必要がある。そのため、本ガイドラインでは、「機械学習品質マネジメントガイドライン 第 2 版」の要求事項に鑑みて、データの設計から実装・運用の品質に至るまで、システム導入の工程を 4 つの区分に分類し、それぞれの区分に 2 つ~3 つずつの内部品質を設定した(すなわち、合計で 9 つの評価軸がある)。

### 2.6 内部品質における評価軸

以下では、内部品質における 9 つの評価軸について言及する。なお、各評価軸の定義は、産業技術総合研究所「機械学習品質マネジメントガイドライン 第 2 版」における定義を引用している。

### (1) 要求分析の十分性

要求分析の十分性とは、「機械学習利用システムの実世界での利用状況に対応して機械学習要素に入力されると想定される運用時の実データの性質について分析が行われ、その分析結果が想定される全ての利用状況を被覆していること」を指す。具体的には、機械学習要素が対応すべき動作の対象・範囲を明らかにすることや、入力データの範囲を特定することなどが要求事項として挙げられる。

### (2) データ設計の十分性

データ設計の十分性とは、「要求分析の十分性を前提として、システムが対応すべき様々な状況に対して十分な訓練用データやテスト用データを収集し整理するためのデータ設計の十分な検討を実施すること」を指す。具体的には、AI システムの品質が低下するリスクを有するケースを網羅することや、取り扱える範囲のデータの属性及びデータ量とすることなどが要求事項として挙げられる。

### (3) データセットの被覆性

データセットの被覆性とは、「対応すべき状況の組み合わせの各々に対して、状況の抜け漏れがなく、 十分な量の学習データが与えられていること」を指す。具体的には、データセットの取り方などを工夫し、 必要なデータを網羅的に確保することなどが要求事項として挙げられる。

### (4) データセットの均一性

データセットの均一性とは、「データセット内の各状況や各ケースが、入力されるデータ全体におけるそれらの発生頻度に応じて抽出されていること」を指す。具体的には、データセット全体を取得するプロセス

に偏りが生じないよう配慮しつつ、個々の属性値の発生頻度などを適宜監視することなどが要求事項として挙げられる。

### (5) データの妥当性

(3)(4)のデータセットの分布に関する性質とは対照的に、データセット中のデータ 1 つ 1 つが訓練の目的に照らして妥当であることを、「データの妥当性」(Adequacy of data)とする。 妥当性には、値に誤りが無いことだけでなく、訓練に使われるべきでないデータが(たとえ値そのものが正確であっても) 含まれないこと(一貫性)、データに不適切な改変などがされていないこと(信憑性)、データが十分適切に新しいものであること(最新性)などが要求事項として挙げられる。

また、教師あり機械学習の文脈では、訓練対象としての測定値等(機械学習要素を関数と見たときの入力側にあたる値)の妥当性である「データ選択妥当性」と、訓練用に付加された正解値(出力側にあたる値)の妥当性である「ラベリングの適切性」の2つの観点が含まれる。

### (6) 機械学習モデルの正確性

機械学習モデルの正確性とは、「学習データセット(訓練用データ、テスト用データ、バリデーション用データからなる)に含まれる具体的な入力データに対して、機械学習要素が期待通りの反応を示すこと」を指す。具体的には、データセットの入力データに対して、機械学習要素が外部品質の期待に沿った出力であることなどが要求事項として挙げられる。

### (7) 機械学習モデルの安定性

機器学習モデルの安定性とは、「学習データセットに含まれない入力データに対して、機械学習要素が学習データセット内のそれに近いデータに対する反応と十分に類似した反応を示すこと」を指す。具体的には、データセットに含まれない入力データに対して、その入力データ近傍のデータセットを入力したときの出力と類似していることなどが要求事項として挙げられる。

### (8) プログラムの健全性

プログラムの健全性とは、「機械学習の訓練段階に用いる訓練用プログラムや、実行時に使われる予測・推論プログラムが、与えられたデータや訓練済み機械学習モデルなどに対してソフトウェアプログラムとして正しく動作すること」を指す。具体的には、利用するソフトウェアは信頼できるソフトウェアを用いることや、機械学習要素の開発環境と運用環境の相違とそれによる影響を予め検討することなどが要求事項として挙げられる。

### (9) 運用時品質の維持性

運用時品質の維持性とは、「運用開始時点で充足されていた内部品質が、運用期間中を通じて維持されること」を指す。具体的には、機械学習要素の更新頻度の見積もりまたは更新の必要性の

判断基準を事前に検討することなどが要求事項として挙げられる。

# 2.7 内部品質における各評価軸の要求レベル

2.6 でレベルを設定した外部品質は、内部品質を作り込むことにより達成する。本ガイドラインで設定した AISL/AIPLに応じて、内部品質の要求水準(要求レベル)を設定する。外部品質のAISL/AIPLと内部品質の要求レベルとの対応関係を以下の通り示す。例えば、AISLO.2 もしくは AIPL2 の場合、内部品質の要求は「レベル 2」となり、内部品質の 9 つの軸それぞれに設定された「レベル 2」の要求事項を適用することとなる。複数の AISL/AIPL について、それぞれ内部品質のレベルを設定し、最も高い内部品質のレベルを用いて要求事項を適用する。

本ガイドラインで設定した AI システムが満たすべき内部品質の要求レベルは、ロードマップの段階によって 異なる。STEP 1.0 の段階においてはレベル 1、STEP 1.5 においてはレベル 2 の要求事項を満たすべきこと とする。

リスク回避水準 AISL	パフォーマンス水準 AIPL	内部品質の要求レベル			
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	
AISL 0.1	AIPL 1	O STEP1	_	_	
AISL 0.2	AIPL 2	_	O STEP1.5	_	
AISL 1	_	CTED 1 5.1 ET F	せすべき曲むしべ	<b>II</b> . 0	
STEP 1 ~1.5で目指すべき要求レベル					

図 2-12 外部品質の AISL/AIPL と内部品質の要求レベルの対応

出所) プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第2版、石油元売会社ヒアリングを踏まえて作成

STEP 1.0~1.5 においては、内部品質の優先度を設定し、AI の非機能面(性能やセキュリティ等)に作用する内部品質は優先度を下げ対応を行うこととした。具体的には、STEP に応じて徐々に要求レベルを上げることとし、STEP 1.0 においては、すべての評価軸において要求レベル 1 の実現を目指し、STEP1.5 においては、④データセットの均一性、⑦機械学習モデルの安定性の評価軸は要求レベル 1、その他要求事項については要求レベル 2 を目指すこととする。

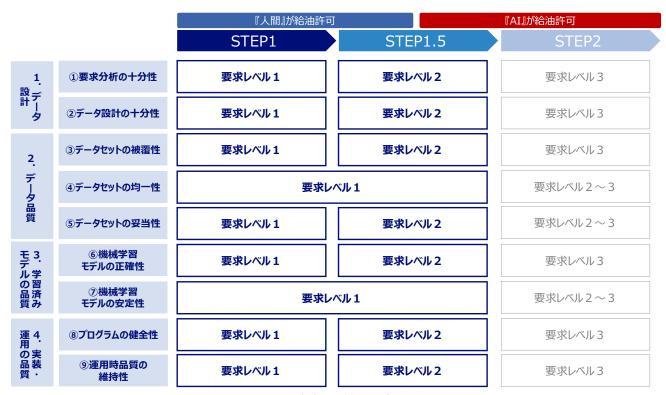


図 2-13 内部品質の要求レベル

出所) プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン第2版、石油元売会社ヒアリングを踏まえて作成

# 2.8 STEP1.0 における内部品質の詳細項目

ここまで論じてきた①要求分析の十分性~⑨運用時品質の維持性までの AI の内部品質の要求水準について、STEP1.0~1.5 で AI 給油許可監視システムが具体的に実現すべき内容を 176 個の要求事項として定義した。さらに、それらの項目のうち、STEP1.0 の段階で満たすべき要求事項を別表 1 の通り整理した。AI 給油許可監視システムの開発にあたり、本表がチェックリストとして活用されることを想定している。

# 3 AI システムの機能・設備・運用の要件

本章では、事業者がセルフ SS において、AI システムによる給油許可監視を行うにあたり、必要となる各種の要件を定義する。必要要件はその内容により、①機能要件、②設備要件、③運用要件に分けられる。なお、本要件の前提となる AI システムの機能レベルは、特段の指定がない限り STEP 1.0 を想定する。この場合、AI システムは場内の監視により SS スタッフの給油許可を支援するが、AI システム自体が給油許可を実施することは想定していない。

① 機能要件: AI システムが具備すべき機能に関する要件。

② 設備要件: AI システムの稼働に際し必要となる、セルフ SS の設備に関する要件。

③ 運用要件: AI システムの稼働に際し必要となる、セルフ SS の運用に関する要件。

# 3.1 機能要件

# 3.1.1 給油許可支援(従業者に対する情報提供)

(1) AI システムは、給油許可監視業務を実施する従業者に対し、給油の許可または中断の判断に必要な情報を提供できること。

(2) AI システムが顧客の正常な給油動作を認識し、且つ異常を覚知しておらず、給油作業に安全上支障のないことを確認できたとき<sup>9</sup>は、給油許可に支障ない旨の情報を従業者に提供できること。

(3)また、異常の発生を覚知した場合には、従業者に対し、直ちに異常発生の旨を伝達できること。

### 3.1.2 監視可能な給油動作及び対象物

AI システムは、次に示す顧客の給油動作及び対象物の有無を継続的に監視できること。

▼【動作】 給油ノズルを計量機から取る

▼【動作】 給油口に給油ノズルを差し込む

▼【動作】 給油を行う

▼【動作】 給油口から給油ノズルを抜き取る

▼【動作】 給油ノズルを計量機に戻す

▼【対象物】 火気の有無

▼【対象物】 携行缶及びポリ缶の有無

<sup>9</sup> 危険物の保安に関する規制 第 40 条の 3 の 10 第 3 号 □

<sup>「</sup>顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他**安全上支障のないことを確認**した上で・・・ホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。|

### 3.1.3 ノズル挿入の検知

給油許可後にノズルが給油口から脱落した場合、燃料の漏洩等の危険が生じる。そのため、AI システムは、ノズルの給油口への挿入を検知できること、また、給油許可後に正常なノズル挿入を検知できなくなったときは、直ちに従業者に対し警告発報が行われるとともに、当該レーンの給油が停止されることが望ましい。

### 3.1.4 人離れの検知

ノズルが車両に挿入された状態で、給油者が車両周辺から離れた場合、ノズルが挿入されている事実を失念したまま車両を発進させる等の危険行為に繋がる虞が生じる。AI システムは、ノズル挿入中に給油者が車両周辺から離れた場合に、給油中の人離れを検知でき、直ちに従業者に対し警告発報が行われることが望ましい。

### 3.1.5 複数名給油の検知

車両の給油口の近辺に給油者の他に同乗者など複数名が留まっている場合には、SS 従業員に対し直 ちに警告発報が行われることが望ましい。

### 3.1.6 火気の検知

- (1) AI システムは、給油レーン周辺において火気が発生した場合に、直ちに検知することができること。
- (2) 火気を検知した場合には、直ちに従業者に対し警告発報が行われること。
- (3) 火気を検知した場合には、自動または手動により、給油の緊急停止ができること。

### 3.1.7 携行缶及びポリ缶の検知

セルフ SS において、給油者自らによる携行缶等への給油は法令により禁止されている。給油ノズル周辺においてポリ缶または携行缶が存在する場合には、直ちにこれらの存在を検知できること、また、ポリ缶または携行缶を検知した場合には、直ちに従業者に対し警告発報が行われることが望ましい。

### 3.2 設備要件

### 3.2.1 導入対象施設

AI システムの導入対象となる給油取扱所が、危険物の規制に関する規則第28条の2の4に定める「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」であること。

### 3.2.2 給油レーンの監視

- (1) 監視対象となる給油レーンにおいては、停車枠を捉えることができるカメラを設置し、給油を行う顧客及び給油の対象となる車両を監視できること。
- (2) 監視対象となる給油 2 レーンに対し、1 台以上のカメラが取り付けられていることが望ましい。

# 3.2.3 セルフサービスコンソール(SSC)との連携

- (1) STEP 1.0 の AI システムにおいては、AI システムではなく、従業者が給油許可を行う体制となっていること。
- (2) STEP 1.5 の AI システムにおいては、ODD を充足する限りにおいて、AI システムが給油許可を行う仕様となっていること。

# 3.3 運用要件

### 3.3.1 従業者の体制

STEP1.0 の運用時には、通常のセルフ給油と同じく、必ず従業者が給油許可・監視業務に対応する体制が確保されていること。

### 3.3.2 監視事実の告知

AI システムによる監視対象となっている給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、計量機の画面表示または音声案内等の方法により、AI による監視の事実が周知されていること。

### 3.3.3 ODD の設定

STEP1.0 においては、従業者が給油許可監視を行うため ODD の設定は不要。ただし、STEP 1.5 の機能実装時においては、AI システムが正常動作する予め定められた条件(ODD)を逸脱する場合には、従業者に対し、AI システムが確認と対応を要請できること。

### 3.3.4 AI システムの異常発生時の対応

AI システムまたはカメラ等に異常が生じる等し、AI システムが正常な情報を従業者に提供できない状態にあるときは、従業者がその状態を認識し、直ちに AI システムの使用を停止できる体制となっていること。

# 4 AI システムの試験方法

本章では、第2章で定義した3つの品質やその要求レベルについて、具体的な試験方法を示す。

# 4.1 AI システムの試験方法におけるアプローチ

本ガイドラインにおいては、自動運転分野における安全保障に関するアプローチを参照し、網羅性を担保可能な実用性のある「原理原則に基づくシナリオベースアプローチ」を適用する。自動運転分野における安全保障に関するアプローチを示したものは、以下の通りである。

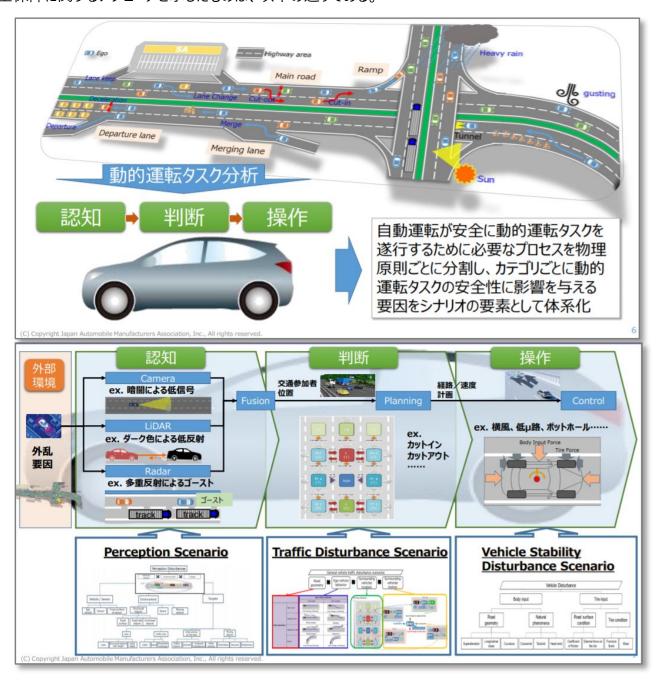


図 4-1 自動運転分野における安全保障に関するアプローチ

出所)一般社団法人日本自動車工業会「オーナーカー自動運転の安全性評価の取り組み」

# 4.2 原理原則に基づく評価シナリオの体系化

前述のアプローチを参照し、本ガイドラインにおいては、画像 AI を活用したセルフ給油許可監視に必要となる要素毎にシナリオを設定し、これらの評価シナリオの充足度を確認することにより、システムの有用性を検証する。図 4-2 に試験方法の大まかな流れを示す。

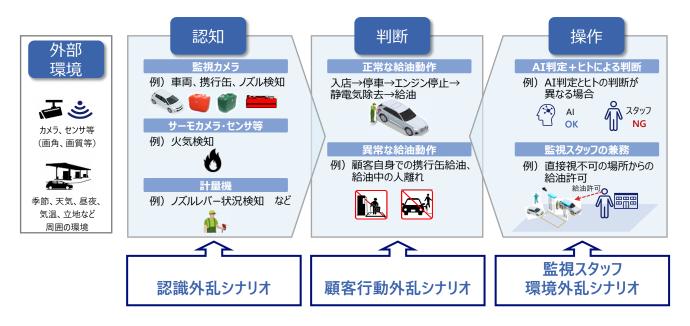


図 4-2 原理原則に基づくシナリオの体系化

AI に対する試験範囲の十分性について、給油顧客の行動や SS 環境の組み合わせは無限に存在し、単純に給油環境を整理、分類して組み合わせるだけでは現実的に検証を実施しきれず、十分な検証範囲を確保できないという課題がある。そこで、給油顧客の行動と SS 環境の組み合わせによる給油環境を俯瞰的に見て分類するアプローチではなく、給油許可監視タスクを実行するために必要なプロセスを物理原則の異なる認知、判断、操作の 3 要素「認知:認識外乱」、「判断:顧客行動に関する外乱」、「操作:給油許可環境外乱」に分解し、プロセス毎に処理結果に影響を及ぼす要因(Root Cause、根本要因)をシナリオ体系として構造化することで、有限かつ安全の観点で網羅的な範囲の特定を可能にする。

### 認識外乱

給油レーンの監視カメラや各センサ 等が対象物を認識する状況に おいて認識性能に悪影響を与える ものを指す。

### 顧客行動外乱

過去に発生した事故における顧客 行動の構造と行動要因に対し、 来店〜退店までの給油プロセスに 影響を及ぼすリスク要因を指す。

図 4-3 認知・判断・操作の 3要素

### 監視スタッフ環境外乱

給油許可を行う監視スタッフの 許可判断に影響を及ぼす給油監 視手段(固定・可搬SSC)や監 視スタッフの業務環境(直接視・ 間接視)の組み合わせを指す。

プロセス	処理結果	外乱	物理原則
認知	危険物の有無、車両/給油顧客/ スタッフ/ノズル等の位置情報	認識外乱	センサメカニズムに応じた原理的な外乱 例) カメラ: 可視光、サーモカメラ: 赤外光
判断	給油許可判断(正常な給油動作、 危険な給油動作の判断)	顧客行動外乱	正常な給油顧客の動作+危険な給油 動作とリスク因子
操作	給油許可判断を達成するための給油 監視スタッフの動作	監視スタッフ環境 外乱	給油許可判断に影響を及ぼす給油顧客と 監視スタッフの位置関係と監視スタッフの 兼務状況

図 4-4 体系化するシナリオの 3 要素と外乱要因の対応

	認識外乱シナリオ	顧客行動外乱シナリオ	監視スタッフ環境外乱シナリオ
目的	システムの主要センサであるカメラ の認識機能の妥当性を評価	来店〜退店までの給油動作に 対してシステムが安全性を正しく 判断していることを評価する	システムを活用した給油許可監 視業務において、従来通りの 安全性が担保されていることを 評価する
評価対象	システム	システム	業務
試験シナリオ 策定方法	カメラがとらえるモノ・ヒト等のバリ エーションに着目し、それらを想定 通りにAIが認識するかについて検 証を行う	給油顧客の動作に着目し、正常 な給油動作と過去に発生した 事故事例を基に検証を行う	監視スタッフが給油許可業務を 実施する状況に着目し、AI・スタッフの判断結果やAI単独で判断 する場合を想定し、検証を行う
評価基準	• 誤判定率 • 誤検知率	原則としてすべての試験シナリオ に対し、想定された動作が行わ れること	従来の監視スタッフ単独での給油 許可判断結果との一致率 *監視スタッフが誤判断した場合を 除く

図 4-5 各シナリオの位置づけ

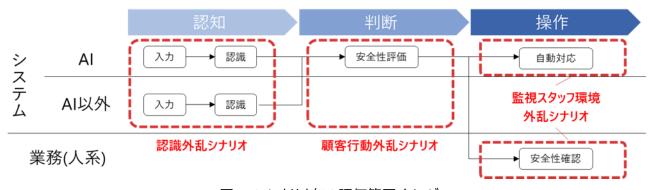


図 4-6 シナリオ毎の評価範囲イメージ

### 4.2.1 認識外乱シナリオ

認知に関わる認識外乱シナリオは、主に監視カメラが対象物を認識する状況において、認識性能に影響を与える(以下、認識外乱という)要素を検討するものである。カメラの画質によっては異なるものに間違えたり、天候・立地等によって反射したり陰になったりして違う色に見えたり、また車両や給油を行う人の位置関係によって隠れて見えなくなるといった、誤認識や検出漏れに繋がりうる要因を抽出し、その中から影響度や発生頻度を元に代表シナリオを選定する。

当該シナリオを検証することにより、誤認識(例:ノズルでないもの(傘の取っ手、衣類など)を「ノズルである」と認識する)や検出漏れ(例:ノズルを「ノズルではない」と認識する)が発生しないこと確認することにより、AI が正しく安全性を判断するために必要となる入力情報の正確性を担保する。



図 4-7 誤認識と検出漏れのイメージ

これら認識外乱の要因は、「カメラ・センサ」、「周辺環境」及び「認識対象物」の 3 つに大別でき、それぞれを詳細かつ、各階層において網羅的に分解・分類することで認識外乱要因体系を構成する。例えば、構造、相対位置、種別などの視点で要因分解し、色、形状、材質、挙動などの階層まで分類を続けていく(図 4-8)。

また、認識外乱において最も重要な要素の一つであるカメラの知覚処理においては、認識対象物からの信号 S を特徴づける物理量として、強度、方位・範囲、信号の変化および取得時刻がある。図 4-9 にカメラの近くにおける外乱発生原理を体系化したものを示す。



図 4-8 認識外乱要因の体系

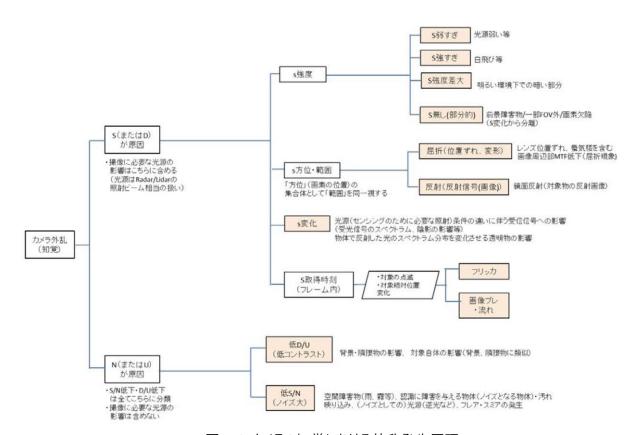


図 4-8 カメラの知覚における外乱発生原理

出所)「自動運転の安全性評価フレームワーク v1.0 lより一部抜粋

このような認識性能に影響を及ぼす外乱要因は、周辺環境の条件や認識対象物の種類などのバリエーションや、それらの組み合わせを考慮すると非常に多岐に渡る。そのため、本ガイドラインではカメラ・センサ原理に基づいて認識外乱要因を分類し、同一の分類となるものの中からその代表要因を選択することで、シナリオ数を有限化するとともに、認識外乱要因を網羅するアプローチを採用する。

本ガイドラインでは、具体的な代表シナリオの検証観点、試験条件および試験方法については、「認識外 乱の要素の抽出」→「試験シナリオの選定」→「検証観点および試験条件(試験環境)の定義」→ 「試験方法の定義」の 4 つのプロセスで決定した。代表シナリオの具体的な決定方法は次のとおりである。

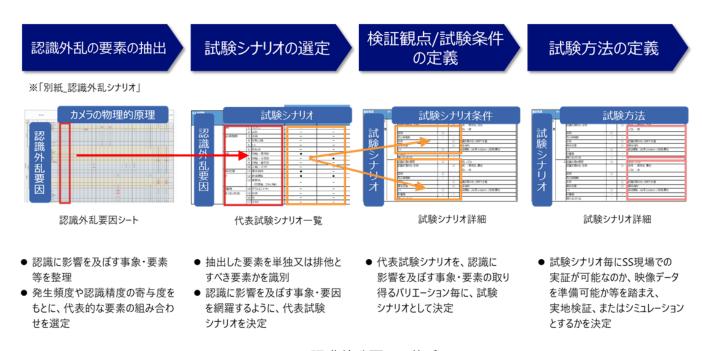


図 4-9 認識外乱要因の体系

# (1) 認識外乱要因の要素抽出

認識外乱の要因と発生原理との関係はマトリクスで表すことができる。このマトリクスでは、縦方向に認識外乱要因を、横方向に発生原理を並べており、各原理(=列)についてそれを生じ得る要因(=行)として該当するものが分かる形としている。同じ列内で該当する複数の外乱要因はどれも同じ原理によって生じるが、システムの安全性を評価するという観点から、認識性能への影響度および現場での遭遇確率が高い要因を選出し、評価シナリオとして優先順位付けを行った(後述(2)で実施)。

### (2) 認識外乱シナリオの選定

認識性能への影響度と遭遇確率は、次のような考え方で点数化して同じ列内で比較した。

# <認識性能への影響の大きさ (X)>

各原理について、それぞれの要因が起こし得る認識外乱の厳しさを 1~3 点で表現 (影響小:1点、中:2点、大:3点)

# <遭遇確率 (P)>

以下で説明する(頻度総合点)×(発生時の継続時間)の数値を遭遇確率と見なし、 その大きさによって 1~3 点に振り分け (確率小:1点、中:2点、大:3点)

- 遭遇頻度

各外乱要因の地域性、気候・気象の影響度、使用方法による発生頻度をそれぞれ 1~3 点で表現し、4 つの点数を掛け合わせて「頻度総合点」を算出

- 発生時の継続時間

その要因が発生したときの1回の継続時間を1~3点で表現

(時間短:1点、中:2点、長:3点)

### <総合点>

認識性能への影響の大きさ (X) と遭遇確率 (P) とは、それぞれウェイト (W) を 10 および 8 に設定して合計点数 (WXX+WPP) を算出し、総合点とする

なお、本ガイドラインでは「認識性能への影響の大きさ (X)」、「遭遇確率 (P)」、「発生時の継続時間」は、本ガイドライン作成時点では実験データ量は十分ではないため、WG 参加者間の定性評価により決定した。今後、実験データ量が十分に蓄積された場合においては、必要に応じて定量的な根拠をもとに見直しを実施するものとする。

### (3) 検証観点/試験条件の定義

### a. 検証観点

認識外乱による影響を受けず、正しく AI が認識対象物を認識し、従来給油可能な車両等に対して給油可能であること、又は給油を禁止されている車両等については給油不可であるということを軸として設定する。試験条件については次に示す要素を整理のうえ、代表的な試験条件を決定する。

#### b. 要素

石油元売各社の共通条件(カメラ仕様等の独自要件を除く)と給油時の安全性に影響を 及ぼす可能性があるシナリオ・要因を本ガイドラインで定義し、石油元売各社毎に定義が異なる 要素(カメラ・センサ仕様、カメラ設置位置など)については石油元売各社が定める方針とする。

### c. 要素の網羅性に関する方針

AI システム利用条件として、前提何らかの理由で AI システムが給油行動を検知できない場合や石油元売各社が AI システムの検知対象外と定義する給油動作については、TOR(交代要求)する方針である。そのため、本ガイドラインでは給油時の安全性に影響を及ぼす必要最低限の要因とする。(現状の給油取扱所で発生するすべての給油バリエーションを網羅することをゴールとしない。)

- (ア) 給油時の安全性に影響を及ぼす必要最低限の要素とは、利用条件(石油元売各社が開発した AI システムが従来の監視スタッフと同等以上の精度を担保できない給油動作や給油取扱所の環境に対しては AI 給油システムを導入しない等)を課す等の対応により回避できない要素を指す。
- (イ) 石油元売各社が定義する給油動作や AI システムの検知対象物については、AI システムの 検知対象物の網羅性を高めることにより、業務効率性の向上に繋がる(AI システムが半 自動で判断するケース数が増え、結果的に TOR の回数が少なくなる)という考え方に基づ き、必要最低限の要素を除き石油元売各社にて定義する。

#### d. 本ガイドラインで定義する要素

石油元売各社が共有の要素(図表:共通要素と表記)と石油元売各社が個別に定義する要素(図表:個社要素と表記)、さらに、従来レベルの安全性を満たすことができない業務・環境条件等を利用条件により回避可能な要素(図表:回避可と表記)と回避できない要素(図表:回避不可と表記)の観点で識別を行う。このうち「共通要素」かつ「回避不可」について本ガイドラインで定義する。要素毎の識別結果を図 4-10 に定義する。





図 4-10 認識外乱シナリオの試験要素の識別

図 3-10 で整理した識別結果より、本ガイドラインで定義すべき要素は周辺環境「SS 構造」「空間」「路面状態」の 3 要素と認識対象物「車両」「停車位置」「ヒト」「携行缶/ポリ容器」「火気」の 5 要素と定義する(図 4-11)。



図 4-11 認識外乱シナリオの試験要素一覧

### e. 要素の定義

SS 現場で試験および評価が可能な粒度とするために、本ガイドラインで定義すべき要素を更に分解し、石油元売共通基準を以下のとおり定義する。

# (ア) SS 構造(反射、遮蔽)

### <考え方>

- ▶ 認識対象物(給油ノズル等)に対する認識阻害要因として『反射』『遮蔽』を試験対象とする。
- ➤ 「反射」については SS 環境や AI システムの実装方法等の元売各社毎に異なる要素と 天候や給油対象車両等のランダム要素の影響が大きく、一意に試験条件を設定でき ない。そのため、本検証はサンプルケースの検証に留め、AI システムが誤認識・誤検知 するケースの発生をモニタリングし是正するという運用でカバーする方針とする。

<定義>

#### 反射

検知対象物の反射によりAIが誤検知するケースや、 太陽光の反射等によりAIの検知精度が劣化するケース



車のガラスに 給油ノズルが反射



車のボディに 停車枠線が反射 (ノズルに見える)



車のボディに 太陽光が反射 など

#### 遮蔽

「ヒト」「ドア」「給油口」等のいずれかの要因により 給油ノズル等が監視カメラ映像から捉えることができない状態\*





例)ノズルの場合

死角。遮蔽とする

死角遮蔽とする

- \*例えば、認識対象物の全貌の〇割以上が遮蔽されている状態、 認識対象物が〇秒間遮蔽されている状態と仮定する
- \*遮蔽度合とAIの認識精度はカメラの性能やAI精度により異なる。定量的な基準は各社で定める方針とし、試験もサンプルケースに留める方針とする。

図 4-12 「反射」と「遮蔽」の定義

# (イ) 空間 (天候、時間)

# <定義の考え方>

- ▶ 全国で発生し得る「晴れ」「曇り」「雨」を必須要素とし、地域特性によりその発生頻度 や気象状態が異なる「雷」「雪」「霧」は推奨とする。
- ▶ 時間帯については日照条件が異なる「朝」「昼」「夕方」「夜」を必須とする。

# <定義>

種類		定義 *気象庁の定義	根拠情報		試験シナリオ上の取扱い	
			2021年の日数* <sup>1</sup>	地域特性	分類	必須/推奨
天候	快晴	全雲量が1以下の状態	40.3⊟	なし	晴れ	必須
	晴れ	全雲量が2以上8以下の状態	220.3日	なし	晴れ	必須
	薄曇り	全雲量が9以上であって、見かけ上、上層の雲が中・下層の 雲より多く、降水現象がない状態	*晴れに含まれる	なし	曇り	必須
	曇り	全雲量が9以上であって、見かけ上、中・下層の雲が上層の 雲より多く、降水現象がない状態	*晴れに含まれる	なし	曇り	必須
	煙霧	程が10km未満になっている状態	0日	あり	特殊気象条件	推奨
	砂じん嵐	大きさが10ミクロン以下の塵や砂が舞い上がる状態	0日	あり	特殊気象条件	推奨
	地ふぶき	積もった雪が風のために空中に吹き上げられる状態	0⊟	あり	特殊気象条件	推奨
	霧	微小な浮遊水滴により視程が1km未満の状態	1.3日	あり	特殊気象条件	推奨
	霧雨	微小な雨滴(直径0.5mm未満)による弱い雨	*雨に含まれる	なし	雨	必須
	雨	雨が降っている状態	103日	なし	雨	必須
	雪	降雪量がおよそ1 cm/h以上の雪	8.5⊟	なし	特殊気象条件	推奨
	みぞれ雪	雨と雪が混在して降る降水	*雪に含まれる	なし	特殊気象条件	推奨
	あられ	直径が5mm未満の氷が雲から落下する状態	*雪に含まれる	なし	特殊気象条件	推奨
	雹	積乱雲から降る直径5mm以上の氷塊が降水している状態	*雪に含まれる	なし	特殊気象条件	推奨
	雷	雷電(雷鳴および電光)がある状態	14.5⊟	なし	特殊気象条件	推奨

図 4-13 「天候」の定義

種類		定義	試験シナリオ上の取扱い			
			必須/推奨	補足		
時間帯	朝	6時~9時と定義する	必須*	*朝、昼のいずれかの時間帯で試験を実施		
	昼	9時~15時と定義する	必須*	*朝、昼のいずれかの時間帯で試験を実施		
	夕方	15時~18時と定義する	必須	左記時間帯のいずれかで試験を実施		
	夜	18時~21時と定義する	必須	左記時間帯のいずれかで試験を実施		

図 4-14 「時間」の定義

# (ウ) 路面状態

### <考え方>

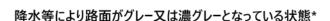
- ➤ 路面状態は AI の認識精度に直接影響しないと想定されるが、路面の色と検知対象 物が類似した色となる場合は、誤認識する可能性があるため試験を実施する。
- 試験対象は路面の色のバリエーションを網羅する方針とする。
- ▶ 精度と路面状態の関係性が元売各社により異なるため、定量的な基準は仮決めとし、 運用の中で適宜見直しを実施する。

### <定義>

# 降水により濡れている状態

### 積雪している状態







積雪により路面が白色となっている状態\*

ボディカラーまたは給油客の服装がグレー

\*給油レーンの路面の8割以上が濡れている状態を指す

ボディカラーまたは給油客の服装が白

\*給油レーンの路面の8割以上に積雪している状態を指す

図 4-15「路面状態」の定義

# (工) 車両

## <考え方>

- ▶ 日本国内の保有台数が多い上位3位の車型と塗色を必須とし、上位4位以下は 推奨とする。車型についてはさらに詳細化し、セルフSSに来店する頻度が高いボディタ イプを必須とする。
- ★ ボディタイプとボディカラーの組合せは任意とする。

# <定義>

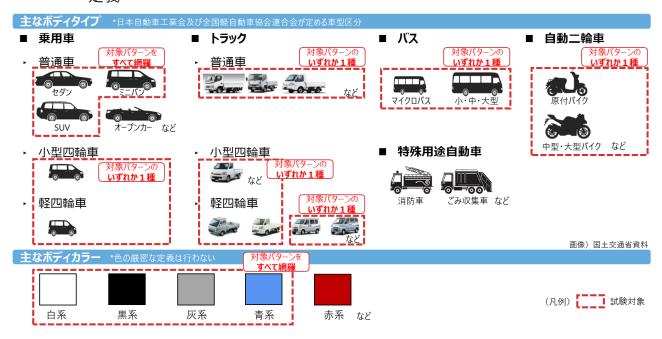


図 4-16「車両」の定義

# 出所) 国土交通省公開情報をもとに作成

種類		代表例		構造		試験シナリオ上の取扱い		
				車輪数	長さ(m)/幅(m)/高さ(m)	必須/推奨	必須バリエーション	
自動車	普通自動車	乗用車	セダン、SUV、 バンなど	4輪以上	4輪以上の小型自動車よりも大きいもの	必須	セダン、ハッチバック、 SUV、ミニバン	
		トラック	_	4輪以上	同上	必須	左記定義を満たす1種	
		バス	マイクロバス	4輪以上	乗客席数15~20名程度	推奨	左記定義を満たす1種	
			小・中・大型	4輪以上	車両の長さが7m以上かつ旅客 席数約29名以上	*単独でセルフ	SSには来店しない	
	小型自動車 (小型四輪車)	乗用車	セダン、SUV、 バンなど	4輪以上	4.7以下/1.7以下/2.0以上	必須	左記定義を満たす1種	
		トラック	_	4輪以上	同上	必須	左記定義を満たす1種	
		3 輪トラック	_	3輪	3輪の軽自動車より大きいもの	推奨	左記定義を満たす1種	
		大型オートバイ	サイドカー有/無	2輪	2輪の軽自動車より大きいもの	必須	左記定義を満たす1種	
	軽自動車 (軽四輪車)	軽乗用車	-	3輪以上	3.4以下/1.48以下/2.0以下	必須	左記定義を満たす1種	
		軽トラック	_	3輪以上	同上	必須	左記定義を満たす1種	
		オートバイ	中型バイク	2輪	2.5以下/1.3以下/2.0以下	必須	左記定義を満たす1種	
	特種用途自動車	消防車、救急車、	警察車など	制限なし	制限なし	推奨	左記定義を満たす1種	
	大型特殊自動車	ブルドーザー、ロードローラー等		制限なし	制限なし	*単独でセルフ	SSには来店しない	
	小型特殊自動車	農耕トラクター等		制限なし	制限なし	*単独でセルフ	SSには来店しない	
原動機付	第1種	ミニバイク	原付	制限なし	2.5以下/1.3以下/2.0以下	必須	第1種と第2種のいずれ	
自転車	第2種	バイク	中型バイク	2輪	2.5以下/1.3以下/2.0以下		か定義を満たす1種	

図 4-17「車型」の定義

### <参考資料>



#### 乗用車計の塗色別保有構成

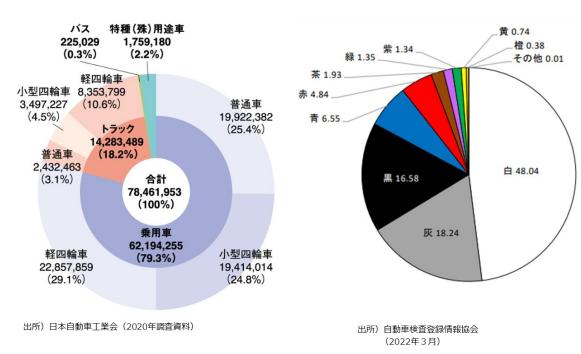


図 4-18 試験対象とすべきバリエーションの根拠となる情報

# (才) 停車位置

# <考え方>

- ▶ 各セルフ SS の停車枠内に収まるタイヤの数をもとに停車位置を定義。それぞれの停車 位置のバリエーションを試験対象とする。
- ▶ 実装方法は「停車枠内のタイヤ数」「停車枠に対する車両の重なり度合」等が考えられる。試験ケースとしては停車枠内と停車枠外の定義をタイヤ数で切り分け検証を行うものとし、実装方法は元売各社に判断を委ねる方針とする。

# <定義>

#### 停車枠内

#### 停車枠外











四輪の場合、二輪以上が枠内に収まること (ノズルを給油口に挿入できる位置であること。 大型車両等は除く)

四輪の場合、三輪以上が枠外に出ること

※二輪と三輪の場合、二輪以上が枠内に収まること

※二輪と三輪の場合、二輪以上が枠外に出ること

図 4-19「停車位置」の定義

# (カ) ヒト

# <考え方>

- ▶ 年齢・性別問わず人であることを検知することを確認するため、以下バリエーションを試験対象とする。
- ➤ 年齢や給油客/SS スタッフ等を見分けることが目的ではなく、ヒトのバリエーションに関係なく AI が検知できることを検証する。

# <定義>

#### 複数名のバリエーション ヒトのバリエーション 給油客(年齢) ※年齢の確認は難しいため、 男性、又は女性 未就学児 厳密な定義は行わない。 給油客+SSスタッフ 小・中学生 服装の種類・色 ※車のボディカラーの保有台数 上位4位に合わせ選定 ※夏服·冬服 (防寒着等) 白系 黑系 青系 の季節要因も考慮する 給油客+未就学児、小·中学生 装飾品 (任意) ※装飾品の色は問わない ※帽子は頭部が隠れるサイズとする ※マスクは顔が隠れるようなものを マスク 選定するものとする。 図 4-20「ヒト」の定義

### (キ) 携行缶・ポリ容器

### <考え方>

- ▶ 本来は安全性の観点から燃料油保管の用途として利用される携行缶・ポリ容器だけではなく、給油禁止容器についても試験対象とすべきである。但し、携行缶・ポリ容器、ペットボトル等の給油禁止容器は無数に存在し、網羅的な試験が困難。
- ▶ 本ガイドラインでは正常な給油行動として「給油ノズルが車両の給油口に差し込まれていること」を定義しており、本ケースで携行缶・ポリ容器などへの給油は防止可能である。 (ポリ容器・携行缶の検知が目的ではなく、正常な給油を検知できること)
- ➤ そのため、本要素は車両の給油口以外に給油するケースの一例としてテストを行い、試験時のバリエーション網羅はベストエフォートとし、商用化時の動向を踏まえ見直しを実施する。

### <定義>

### 携行缶





ペットボトル等の給油禁止容器



ペットボトル

灯油ストーブの容器

ポリ容器







図 4-21 「携行缶 |と「ポリ容器 |の定義

# (ク) 火気

### <考え方>

➤ 本来は事故を未然に防ぐという観点から点火源と可燃物を検知すべきであるが、現状 の画像 AI および SS 設備では検知が

困難である。そのため、「火」を AI の検知対象(試験対象)とし、点火源はベストエフォートとする。

▶ 「火」の大きさ・燃焼温度等の定義については本ガイドラインでは定義せず、より小さな 火についても検知できるようベストエフォートで対応を行うものとする。(但し、出火した 際は確実に TOR されること)

## <定義>



図 4-22 「火気」の定義

# (4) 試験シナリオの定義

上記(1)~(3)で定めたシナリオにおいて、一部の給油シナリオや要素については実業務で発生するケースは稀である(A I の精度 100%の実現が困難である中、実ビジネスにおいて稀なケースに対応するためにどこまで投資するかという課題が発生する)。そのため、本ガイドラインでは、試験の発生頻度を基に、利用条件や導入環境に依らず必須で検証すべき試験シナリオと、利用条件や導入環境に応じて検証すべき試験シナリオを定義した。

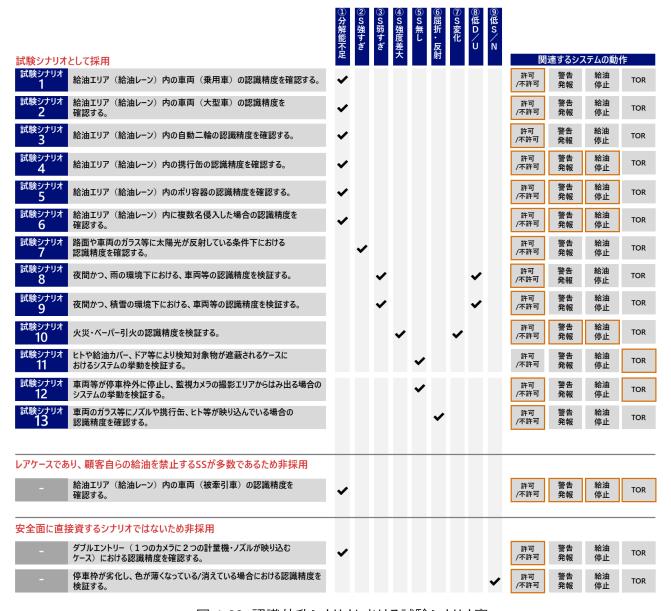


図 4-23 認識外乱シナリオにおける試験シナリオ案

さらに、上記試験シナリオ案を(3)で定めた要素に分解し、試験ケースとして設定することで、検証・評価可能な状態とした。このとき、要素が組み合わさることにより発生する新たな影響を加味し、「要素単一試験シナリオ」と「要素複合試験シナリオ」に分解し、検証を行う方針とした。

#### 単独ケース 複合ケース カメラ・センサにおける認識精度を低下させる要素 カメラ・センサにおける認識精度を低下させる要素 単一ではAIの精度劣化に繋がらないが、要素を組 目的 合せることによりAIの精度を劣化させる外乱要因に 毎のAI検知精度への影響を確認する。 対するAI検知精度への影響を確認する。 カメラ・センサにおける認識精度を低下させる原理と、 カメラ・センサにおける認識精度を低下させる要素を それを引き起こす認識外乱要因に基づいてシナリオ 組合せた場合のAIの検知精度を確認する。 シナリオ を生成する。 組合せについてはAI有識者の意見をもとに決定す 選定方針 要素についてはSSの現場担当者及び有識者の意 る。 見をもとに決定する。 ・ 給油対象車両の形状、カラーのバリエーション ・ 夜間かつ黒系の車両カラー シナリオ例 天候・時間帯のバリエーション など ・ 積雪かつ白系の車両カラー など

図 4-24 試験シナリオの体系

# (5) 試験シナリオ一覧

試験シナリオを以下の通り定義する。

### a. 単独シナリオ

試験 シナリオ	給油エリア	(給油レーン) 内の車両 (乗	用車)の認識精度	Fを	①分解能不足	⑥屈折・反射		
1	確認する。	(//////////////////////////////////////			②S強すぎ	⑦S変化		
•					③S弱すぎ	8低D/U		
試験目的	- マフフフフフフフフフフ	ディタイプやボディカラーに依存せ			④ S 強度差大	9低S/N		
	従来給油可能な車両に対して給油可能であることを確認する。  ⑤ S 無し							
シナリオ 条件 (必須)	► E	素について試験を実施する。 車両のボディタイプ・ボディカラー 合油顧客の属性(成人/未就学児 最装の色、帽子/マスク)	シナリオ 条件 (任意)		ろの設置位置 る油種			
Salut	ボディ タイプ	「乗用車」「トラック」	シナリオの	S/±U±0 ● 給油顧?		客の属性とボディタイプ、ボディカラー		
シナリオ 種類	×		補足事項		♪せは任意とする。但し、シナリオ全体 ゠ゃ〜網器ォススト			
	ボディ 「白系」「黒系」「灰系」「青系」 カラー							
<b>松</b> 紅細 占	AIシステムが対象とする車両のボディタイプやボディカラーに対して、AIが車両を認識し、 給油許可/不許可判断の結果がSSC等に表示されることを確認する。							
検証観点	AIシステムが対象外とする車両のボディタイプやボディカラーに対して、SSC等にTOR(交代要求)が表示されることを確認する。							

①分解能不足 ⑥屈折 · 反射 給油エリア(給油レーン)内の車両(大型車)の認識精度を シナリオ 確認する。 2 S 強すぎ ⑦S変化 8低D/U ③ S 弱すぎ 車両のボディタイプやボディカラーに依存せず、AIが車両を認識し、 ④ S 強度差大 9低S/N 試験目的 従来給油可能な車両に対して給油可能であることを確認する。 ⑤ S 無し 以下要素について試験を実施する。 シナリオ シナリオ 車両のボディタイプ・ボディカラー 監視カメラの設置位置 条件 条件 給油顧客の属性(成人/未就学児、 給油する油種 (任意) (必須) 服装の色、帽子/マスク) ボディ 「トラック」「バス」「特殊用途車」 詳細なボディタイプとボディカラーは要素のバ タイプ シナリオ シナリオの リエーション検討を参照すること。 × 補足事項 ボディタイプとボディカラーの組合せは任意と 種類 ボディ する。 「白系」「黒系」「灰系」「青系」 カラー AIシステムが対象とする車両のボディタイプやボディカラーに対して、AIが車両を認識し、 給油許可/不許可判断の結果がSSC等に表示されることを確認する。 検証観点 AIシステムが対象外とする車両のボディタイプやボディカラーに対して、SSC等にTOR(交代要求)が 表示されることを確認する。 試験 ①分解能不足 6屈折・反射 シナリオ 給油エリア(給油レーン)内の自動二輪の認識精度を 確認する。 2 S 強すぎ 7 S 変化 3 3 S 弱すぎ 8低D/U 車両のボディタイプやボディカラーに依存せず、AIが車両を認識し、 ④ S 強度差大 9低S/N 試験目的 従来給油可能な車両に対して給油可能であることを確認する。 ⑤ S 無し 以下要素について、組み合わせは自由であ シナリオ シナリオ るが、定義している要素を網羅する。 条件 条件 監視カメラの設置位置 車両の形状 (必須) (任意) 給油する油種 - 車両の色

シナリオ 種類

ボディ タイプ X

「自動二輪車」

シナリオの 補足事項 給油顧客の属性(服装、身長、性別等)

ボディ 「白系」「黒系」「灰系」「青系」 カラー

詳細なボディタイプとボディカラーは要素のバ リエーション検討を参照すること。

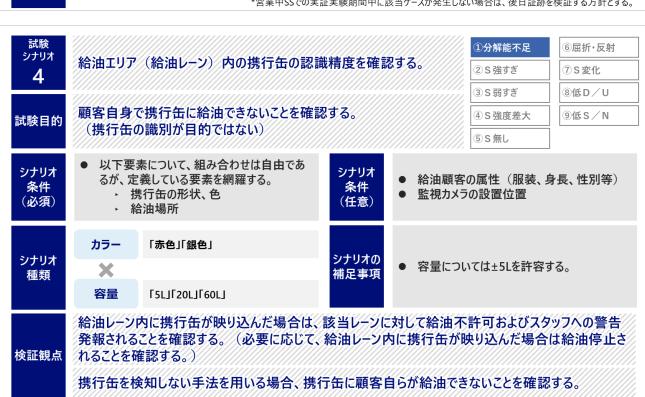
● ボディタイプとボディカラーの組合せは任意と する。

検証観点

AIシステムが対象とする車両のボディタイプやボディカラーに対して、AIが車両を認識し、 給油許可/不許可判断の結果がSSC等に表示されることを確認する。

AIシステムが対象外とする車両のボディタイプやボディカラーに対して、SSC等にTOR (交代要求)が 表示されることを確認する。

	必須	乗用車(普通車(セダン)、ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を 行う。	営業中SSでの 実証試験
	必須	乗用車(普通車(ミニバン)、ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	必須	乗用車(普通車(SUV)、ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を 行う。	営業中SSでの 実証試験
	必須	乗用車(小型四輪車又は軽四輪車、ボディカラーは任意)が来店し、給油客自ら が給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	必須	トラック(普通車(形状は問わない)、ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
試験 ケース	必須	トラック(小型四輪車又は軽四輪車のうちピックアップトラック、ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
9-2	必須	トラック(小型四輪車又は軽四輪車のうちピックアップ以外のトラック、ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	必須	マイクロバス(ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	必須	原動機付き二輪車または中型バイク・大型バイク(ボディカラーは任意)が来店し、 給油客自らが給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	推奨	特殊用途車(ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証
	推奨	小型自動車(三輪、ボディカラーは任意)が来店し、給油客自らが給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証
		*営業中SSでの実証実験期間中に該当ケースが発生しない場合は、後日	証跡を検証する方針とする。



試験 ①分解能不足 ⑥屈折・反射 シナリオ 給油エリア(給油レーン)内のポリ容器の認識精度を確認する。 ② S 強すぎ ⑦S変化 5 3 S 弱すぎ ⑧低D/U 顧客自身でポリ容器に給油できないことを確認する。 ④ S 強度差大 9低S/N 試験目的 (ポリ容器の識別が目的ではない) ⑤ S 無し ● 以下要素について、組み合わせは自由であ シナリオ 条件 (必須) シナリオ 条件 (任意) 給油顧客の属性 (服装、身長、性別等) るが、定義している要素を網羅する。 ・ 携行缶の形状、色 監視カメラの設置位置 · 給油場所 カラー 「赤色|「青色|「緑色| シナリオの シナリオ ● 容量については±5Lを許容する。 × 種類 補足事項 容量 [5L][20L][60L] 給油レーン内にポリ容器が映り込んだ場合は、該当レーンに対して給油不許可およびスタッフへの警 告発報されることを確認する。(必要に応じて、給油レーン内にポリ容器が映り込んだ場合は給油停 検証観点 止されることを確認する。) ポリ容器を検知しない手法を用いる場合、ポリ容器に顧客自らが給油できないことを確認する。

総油者自らが携行缶(赤色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルを携行缶に挿入し給油しようとする。  総油者自らが携行缶(銀色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルを携行缶に挿入し給油しようとする。  総油者自らがポリ容器(赤色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。  総油者自らがポリ容器(青色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。  総油者自らがポリ容器(青色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。  総油者自らがポリ容器(緑色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。  (本業中SSまたは試験用SSによる検証 休業中SSまたは 試験用SSによる検証 休業中SSまたは 試験用SSによる検証 休業中SSまたは 試験用SSによる検証 休業中SSまたは 試験用SSによる検証 休業中SSまたは 試験用SSによる検証 ないました。		///////		
おり出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器(赤色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。     お油者自らがポリ容器(青色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。     お油者自らがポリ容器(緑色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。     お油者自らがポリ容器(緑色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。     お油者自らがポリ容器(緑色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。     お油として、容量は任意)を載せた状態で、給油者自らが給油レーン内で携行缶に給油しようとする。		必須		
		必須		
試験 ズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。 試験用SSによる検証 給油者自らがポリ容器 (緑色、容量は任意)を取り出し、給油レーン内で給油ノ ズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。		必須		
ズルをポリ容器に挿入し給油しようとする。 試験用SSによる検証 荷台に携行缶またはポリ容器(色、容量は任意)を載せた状態で、給油者自らが 給油レーン内で携行缶に給油しようとする。 試験用SSによる検証	試験	必須		
給油レーン内で携行缶に給油しようとする。 試験用SSによる検証	ケース	必須		
		必須		
後部座席に携行缶またはボリ容器(色、容量は任意)を載せた状態で、給油者 自らが給油レーン内で携行缶に給油しようとする。 試験用SSによる検証		必須	後部座席に携行缶またはポリ容器(色、容量は任意)を載せた状態で、給油者 自らが給油レーン内で携行缶に給油しようとする。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証
が須 荷台に携行缶またはポリ容器(色、容量は任意)を載せた状態で、車両への給油 を行う。 休業中SSまたは 試験用SSによる検証		必須		

試験 シナリオ <b>6</b>
試験目的
シナリオ 条件

給油エリア(給油レーン)内に複数名侵入した場合の認識精度を 確認する。

給油者以外の人間が給油口に接近した場合(給油エリア内に複数

①分解能不足

⑥屈折 · 反射

②S強すぎ ⑦S変化

8低D/U

③ S 弱すぎ④ S 強度差大⑤ S 無し

9低S/N

名存在)に、給油不可/または顧客への注意喚起が可能であること を確認する。

シナリオ 条件 (必須) ● 以下要素を含めた試験シナリオとする。

- 給油顧客の属性(身長等)
- 複数名となるタイミング

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性(服装、身長、性別等)
- 車両の形状、色
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

シナリオ 種類 タイミング

「給油許可前」「給油許可後」

×

Ł١

「給油者(成人)×同乗者(成人)」 「給油者(成人)×同乗者(未就学児)」 シナリオの 補足事項 複数名給油を検知した場合に給油不可と するか、注意喚起レベルに留めるのかは元売 各社により異なる

検証観点

自動四輪車において、給油レーン内に複数名が映り込んだ場合は、該当レーンに対してスタッフへの警告発報(または給油不許可)されることを確認する。

自動二輪車において、給油レーン内に複数名が映り込んだ場合は、該当レーンに対してスタッフへの警告発報されることを確認する。

	推奨	給油許可前に、給油口近辺に給油客(成人)2名が留まっている状態で、車両 (自動二輪以外の車両)に給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	推奨	給油許可後に、給油口近辺に給油客(成人)2名が留まっている状態で、車両 (自動二輪以外の車両)に給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	推奨	給油許可前に、給油口近辺に給油客(成人)と給油客(未就学児)2名が留まっている状態で、車両(自動二輪以外の車両)に給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
試験	推奨	給油許可後に、給油口近辺に給油客(成人)と給油客(未就学児)2名が留まっている状態で、車両(自動二輪以外の車両)に給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
ケース	推奨	給油許可前に、給油口近辺に給油客(成人)2名が留まっている状態で、車両 (自動二輪)に給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	推奨	給油許可後に、給油口近辺に給油客(成人)2名が留まっている状態で、車両 (自動二輪)に給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	推奨	給油許可前に、給油口近辺に給油客(成人)と給油客(未就学児)2名が留まっている状態で、車両(自動二輪)に給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証
	推奨	給油許可後に、給油口近辺に給油客(成人)と給油客(未就学児)2名が留まっている状態で、車両(自動二輪)に給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証
			=======================================

\*営業中SSでの実証実験期間中に該当ケースが発生しない場合は、後日証跡を検証する方針とする。

試験 シナリオ 7 試験目的 シナリオ 条件 (必須) シナリオ 種類

路面や車両のガラス等に太陽光が反射している条件下における 認識精度を確認する。

映像が不鮮明となる場合には、TOR(Takeover Request/

①分解能不足

⑥屈折・反射

② S 強すぎ

7)S変化

3 S 弱すぎ 4 S 強度差大

8低D/U 9低S/N

⑤ S 無し

路面や車両のガラス等に太陽光が反射して いる環境下で試験を実施する

交代要求)されることを確認する。

シナリオ 条件 (任意)

給油顧客の属性(服装、身長、性別等)

- 車両の形状、色
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

対象物

「太陽光」「SSの照明」

×

受光部

「車両のボディ・ガラス」「路面」

シナリオの 補足事項

AIシステムへの影響度はカメラの性能に依存 する。そのため、本シナリオの対応策としてシ ステムの面だけではなく、照明等の環境整備 による改善対策も許容する。

検証観点

反射によりAI用カメラの映像が不鮮明となる、またはAIの検知精度の著しい劣化につながる場合は、 SSC等を通じてTOR(交代要求)されることを確認する。

試験 ケース 必須 太陽光が車両のボディ又は車両のガラスに反射した状態で給油を行う。 営業中SSでの 実証試験

休業中SSまたは 試験用SSによる検証

推奨

推奨

太陽光が路面(水たまり等)に反射した状態で給油を行う。

SSの照明が路面(水たまり等)に反射した状態で給油を行う。

休業中SSまたは 試験用SSによる検証

推奨

SSの照明が車両のボディ又は車両のガラスに反射した状態で給油を行う。

休業中SSまたは 試験用SSによる検証

\*天候は季節や地域特性があるため、過去の映像等により代替することを許容する。

試験 シナリオ 8

夜間かつ、通常の天候条件下における、車両等の認識精度を確認 する。

1分解能不足

6屈折・反射

2 S 砕すぎ

⑦S変化

試験目的

正常に給油可能であることを確認する。映像が不鮮明となる場合に は、TOR(Takeover Request/交代要求)されることを確認する。 ③ S 弱すぎ

⑧低D/U

④ S 強度差大

9低S/N

シナリオ 条件 (必須)

給油エリアの環境条件に対して試験を 実施する。

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性 (服装、身長、性別等)
- 車両の形状、色
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

シナリオ 種類

天候

「晴れ」「曇り」「雨」

×

時間帯

「朝」「昼」「夕方」「夜」

シナリオの 補足事項 AIシステムへの影響度はカメラの性能に依存 する。そのため、本シナリオの対応策としてシ ステムの面だけではなく、照明等の環境整備 による改善対策も許容する。

検証観点

AIシステムが対象とする給油ケースに対して、給油許可/不許可判断の結果がSSC等に表示されるこ とを確認する。

AIシステムが対象外とする給油ケースに対して、SSC等にTOR(交代要求)が表示されることを確認 する。

試験 シナリオ	夜間かつ、	特殊気象条件下における、車	両等の認識精度	を確認す	①分解能不足	⑥屈折・反射		
9	<b>ప</b>		②S強すぎ	⑦S変化				
					③ S 弱すぎ	<b>®低D/U</b>		
試験目的		由可能であることを確認する。明	*******************	,,,,,,,,,,,,,,,,,,	④S強度差大	9低S/N		
	II, TOR	(Takeover Request/交代图	ま氷) されることを	帷祕りる。	⑤S無し			
シナリオ 条件 (必須)	● 給油工! 実施す	リアの環境条件に対して試験を る。	シナリオ 条件 (任意)	<ul><li>車両の形</li><li>給油する</li></ul>		身長、性別等)		
	天候	「雷」「雪」「霧」			への影響度はカメラの性能に依存			
シナリオ 種類	×		シナリオの 補足事項	する。そのため、本シナリオの対応策として ステムの面だけではなく、照明等の環境				
i±XX	時間帯	「朝」「昼」「夕方」「夜」			善対策も許容する			
検証観点	AIシステムが対象とする給油ケースに対して、給油許可/不許可判断の結果がSSC等に表示されることを確認する。							
	AIシステムが対象外とする給油ケースに対して、SSC等にTOR(交代要求)が表示されることを確認する。							

	必須	天候が「晴れ」の「朝」または「昼」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
	必須	天候が「晴れ」の「夕方」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
	必須	天候が「晴れ」の「夜」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
	必須	天候が「雨」の「朝」または「昼」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
試験 ケース	必須	天候が「雨」の「夕方」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
	必須	天候が「雨」の「夜」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
	必須	天候が「曇り」の「朝」または「昼」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
		天候が「曇り」の「夕方」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
	必須	天候が「曇り」の「夜」の時間帯において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験*
		*天候は季節や地域特性があるため、過去の映像等によ	り代替することを許容する。

	推奨	天候が「雷」の「朝」または「昼」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
	推奨	天候が「雷」の「夕方」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
	推奨	天候が「雷」の「夜」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
	推奨	天候が「雪」の「朝」または「昼」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
試験 ケース	推奨	天候が「雪」の「夕方」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
	推奨	天候が「雪」の「夜」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
	推奨	天候が「霧」の「朝」または「昼」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
	推奨	天候が「霧」の「夕方」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
	推奨	天候が「霧」の「夜」の時間帯において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証*
		*天候は季節や地域特性があるため、過去の映像等に。	より代替することを許容する。

試験 1分解能不足 6屈折・反射 シナリオ

10

試験目的

火災・ベーパー引火の認識精度を確認する。

給油できないことを確認する。 また、スタッフに通知されることを確認する。 ② S 強すぎ ⑦S変化

③ S 弱すぎ

8低D/U

④S強度差大

9低S/N

⑤ S 無し

シナリオ 条件 (必須)

特に無し

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性 (服装、身長、性別等)
- 車両の形状、色
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

シナリオ 種類

点火源

「タバコ」「静電気」



火の大きさ

「ライターの火」「ベーパー引火」「火災」

シナリオの 補足事項

火の定義(燃焼範囲、色、形状、燃焼時 間)は各社が定める。

安全上、元売単独での試験は困難。火気 の持ち込み、火災については、現場検証まで は不要とする。

検証観点

試験 ケース 給油レーン内に可燃物や火気が映り込んだ場合は、該当レーンに対して給油不許可およびスタッフへ の警告発報されることを確認する。

(必要に応じ、給油レーン内に可燃物や火気が映り込んだ場合は給油停止されることを確認する)

推奨

給油レーン内でライターによるタバコの火が発生。

休業中SSまたは 試験用SSによる検証\*

推奨

給油レーン内でライターによるベーパー引火が発生。

休業中SSまたは 試験用SSによる検証\*

推奨

給油レーン内で静電気によるベーパー引火が発生。

休業中SSまたは 試験用SSによる検証\*

推奨

給油レーン内で火災が発生。

休業中SSまたは 試験用SSによる検証\*

\*ベーパー引火については安全面上の問題で実証が困難である場合は検証対象外として良い。

\*試験を実施する場合は十分な安全性を確保のうえ、所轄消防署等の立ち合いのもと試験を実施すること。

試験 シナリオ	ヒトや給油カバー、ドア等により検知対象物が遮蔽されるケースに おけるシステムの挙動を確認する。					①分解能不足	⑥屈折・反射
11						②S強すぎ	⑦S変化
	**************************************					③S弱すぎ	⑧低D/U
試験目的		を捉えることができない場合には		ove	er	④ S 強度差大	⑨低S/N
	Request/交代要求)されることを確認する。					⑤ S 無し	
シナリオ 条件 (必須)	► ¥ ► 1	ナリオの試験を実施する。 身体等でノズルが死角 給油ロカバーでノズルが死角 車両のドアでノズルが死角	シナリオ 条件 (任意)	•	車両の形 給油する		身長、性別等)
	対象物	「給油ノズル」「給油口」などの 認識対象物	\$\dagger{\}\dagg	•		  はAIが判断できな  )、遮蔽物の網羅	
シナリオ 種類	×		シナリオの 補足事項			列として「車両ドア	
俚规	遮蔽 度合	「〇割遮蔽」「〇秒遮蔽」				合油者の体の一部 とする対象物で検	
<b>烩</b> 証知占		IAI用カメラの映像が一部死角				)著しい劣化に	つながる場合
検証観点	は、SSC等を通じてTOR(交代要求)されることを確認する。						

	必須	「自動四輪車」のタイヤ二輪以上が停車枠内に収まり停車している状態において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	必須	「自動四輪車」のタイヤ三輪以上が停車枠外にはみ出し停車している状態において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
試験	必須	「自動二輪車」のタイヤ二輪以上が停車枠内に収まり停車している状態において給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
ケース	必須	「自動二輪車」のタイヤ二輪以上が停車枠外にはみ出し停車している状態において 給油を行う。	営業中SSでの 実証試験
	推奨	「自動三輪車」のタイヤ二輪以上が停車枠内に収まり停車している状態において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証
	推奨	「自動三輪車」のタイヤ二輪以上が停車枠外にはみ出し停車している状態において給油を行う。	休業中SSまたは 試験用SSによる検証
		*営業中SSでの実証実験期間中に該当ケースが発生しない場合は、後日	証跡を検証する方針とする。

試験 シナリオ 13 試験目的 シナリオ 条件 (必須) シナリオ 種類

車両のガラス等にノズルや携行缶、ヒト等が映り込んでいる場合の 認識精度を確認する。

1)分解能不足

⑥屈折•反射

2 S 砕すぎ ⑦S変化

8低D/U

3 S 弱すぎ 4 S 強度差大

5 S無L

9低S/N 複合

写り込み対象物は検知せず、実物をもとに安全性が判断されること を確認する。

以下要素について試験を実施する。

- 給油ノズルの映り込み
- 携行缶等の映り込み

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性(服装、身長、性別等)
- 車両の形状、色
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

対象物

「給油ノズル」「携行缶」

シナリオの 補足事項

X 反射物

「車両のボディ」「車両のガラス」

カメラの位置によって映り込み度合いが異な るため、試験方法は元売各社にて定義する。

検証観点

反射によりAI用カメラの映像が不鮮明となる、またはAIの検知精度の著しい劣化につながる場合は、 SSC等を通じてTOR(交代要求)されることを確認する。

試験 ケース 必須

「給油ノズル」等の認識対象物が車両の給油口カバー又は車両のドア、給油者等の 体により、全貌の「〇割以上」死角となっている状態において給油を行う。

営業中SSでの 実証試験

営業中SSでの 実証試験

「給油ノズル」等の認識対象物が車両の給油口カバー又は車両のドア、給油者等の 体により、「〇秒程度」死角となっている状態において給油を行う。

\*営業中SSでの実証実験期間中に該当ケースが発生しない場合は、後日証跡を検証する方針とする。

試験 シナリオ 12

車両等が停車枠外に停止し、監視カメラの撮影エリアからはみ出る 場合のシステムの挙動を確認する。

1分解能不足

6屈折•反射

② S 砕すぎ ③ S 弱 す ★ 7) S 変化

④ S 強度差大

8低D/U 9低S/N

試験目的

検知対象を捉えることができない場合には、TOR(Takeover Request/交代要求) されることを確認する。

⑤ S 無し

シナリオ 条件 (必須)

給油対象車両が、停車枠外に停車

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性 (服装、身長、性別等)
- 車両の形状、色
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

シナリオ 種類

停車 位置

「停車枠外」「停車枠内」

X

車種

「自動四輪車」「自動三輪車」 「自動二輪車」

シナリオの 補足事項

● AI監視エリアは元売各社で定義する。

検証観点

元売各社が定める許容できる停車位置をAIが認識・判断し、給油許可/不許可判断の結果がSSC 等に表示されることを確認する。

画面で捉えることができない大型車両等の来店、元売各社が許容できる停車位置を超えての停車 など、AIシステムが判断できない場合にSSC等にTOR(交代要求)が表示されることを確認する。

試験 ケース



「給油ノズル」が車両のボディ又は車両のガラスに反射した状態において給油を行う。

営業中SSでの 実証試験



「携行缶」が車両のボディ又は車両のガラスに反射した状態において給油を行う。

営業中SSでの 実証試験

推奨

車両のボディ又は車両のガラスに反射したものが給油ノズルのような見た目となって いる状態において給油を行う。 休業中SSまたは 試験用SSによる検証

\*天候は季節や地域特性があるため、過去の映像等により代替することを許容する。

# b. 複合シナリオ

- (ア) 複合シナリオの設定方針 複合シナリオの設定方針は以下の通りである。
- ▶ 複合シナリオは2要素間の組合せケースとする。3要素以上の組み合わせは、発生頻度が 稀であることから検討対象外とし、運用フェーズの中で必要性を検証のうえ試験是非の見 直しを実施する。
- ▶ 2 要素間の組合せケースにおいて、発生頻度が稀な状況、又は認識精度への影響が限定的であるケースは試験対象外とする。

	SS構造	空間	路面状態	車両	停車位置	ヒト	携行缶 /ポリ容器	火気
SS構造		_	_	_	_	_	_	_
空間			_	_	_	_	_	_
路面状態				_	_	_	_	_
車両		複合 シナリオ1	複合 シナリオ2		_	_	_	_
停車位置				複合 シナリオ5		_	_	_
ヒト		複合 シナリオ1	複合 シナリオ2		複合 シナリオ5		_	_
携行缶 /ポリ容器		複合 シナリオ1		複合 シナリオ4	複合 シナリオ5			_
火気			複合 シナリオ 3			複合 シナリオ6		

図 4-25 複合シナリオ一覧

(イ) 複合シナリオの組合せ方針元売各社の実証実験結果をもとに実際の SS で発生するであるう条件を試験対象とし、発生頻度が稀な状況、又は認識精度への影響が限定的であるシナリオは試験対象外とする。各要素の組合せと複合シナリオへの取り込み要否を以下に纏める。

当該事象は稀であるため対象外とする。

#### 「SS構造」 試験シナリオ例 複合シナリオへの取り込み要否 要素の組み合わせ 天候が「晴れ」で太陽光等が反射しており、カメラの認識 精度に影響を及ぼしている状態での検証 「SS構造」単独シナリオに包含される 計量機等に太陽光等が反射しており、カメラの認識精度 路面状態 当該事象は稀であるため対象外とする。 に影響を及ぼしている状態での検証 車両に太陽光等が反射してしており、カメラの認識精度 X 「SS構造」単独シナリオに包含される に影響を及ぼしている状態での検証 停車枠内に停止した結果、車両のボディに停車枠が反 停車位置 「SS構造」単独シナリオに包含される 射しており、誤検知の可能性がある状態での検証 車両のボディ等にとトの姿が反射し、誤検知の可能性が ある状態での検証 X 「SS構造」単独シナリオに包含される 携行缶/ポリ容器が車両のボディ等に反射しており、誤検 SS構造 当該事象は稀であるため対象外とする。 知の可能性がある状態での検証 太陽光等が車両のボディ等に反射し、火気と誤検知す

るような状態での検証

「空間」					
要素の組み合わせ		試験シナリオ例	複合シナリオへの取り込み要否		
空間	路面状態	給油レーン内の水溜りに太陽光が反射しており、カメラの 認識精度に影響を及ぼしている状態での検証	不要「空間」単独シナリオに包含される		
空間	<b>米</b> 車両	「夜間」において、ボディカラーが「黒系」の車両が来店し、 給油者は「黒系」の服装である状態での検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響 を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う		
空間	停車位置	「夜間」に停車枠外に停車した状態での検証	不要 「天候」「時間帯」と車両の「停車位置」の依 存関係はないため対象外とする。		
空間	X Lh	「夜間」において、ボディカラーが「黒系」の車両が来店し、 給油者は「黒系」の服装である状態での検証	要 要素の組合せによりカメラの認識精度に影響 を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。		
空間	送 携行缶 /ポリ容器	「夜間」かつ「雨」の状態において、携行缶/ポリ容器に給 油するケースの検証	要 要素の組合せによりカメラの認識精度に影響 を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。		
空間	火気	「日中」かつ「晴れ」の輝度が高い状態において、火気が 発生するケースの検証	不要「火気」単独シナリオで検証予定		

空間	とト	「夜間」において、ボディカラーが「黒系」の車両が来店し、 給油者は「黒系」の服装である状態での検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響 を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
空間	携行缶 /ポリ容器	「夜間」かつ「雨」の状態において、携行缶/ポリ容器に給 油するケースの検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響 を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
空間	火気	「日中」かつ「晴れ」の輝度が高い状態において、火気が発生するケースの検証	不要 「火気」単独シナリオで検証予定
「路面状態」			
要素の組み合わせ	<u>+</u>	試験シナリオ例	複合シナリオへの取り込み要否
路面状態	車両	積雪により路面が「白」となっている状態において、ボディカラーが「白系」の車両が給油を行う状態での検証	要 要素の組合せによりカメラの認識精度に影響 を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
路面状態	停車位置	積雪しており、停車枠外に停車した状態での検証	不要 認識精度への影響は限定的であるため対象 外とする。
路面状態	<b>₹</b> ŁՒ	積雪により路面が「白」となっている状態において、給油 者が「白系」の服装である状態での検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響 を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
路面状態	携行缶 /ポリ容器	給油レーン内の水溜まりに携行缶が反射している状態で の検証	不要 認識精度への影響は限定的であるため対象 外とする。
路面状態	火気	夏場等の路面温度が高温となっている状態での検証	要 センサーを用いて火気検知を行う場合に当該 ケースは影響が発生するため検証を行う。

車両」		
要素の組み合わせ	試験シナリオ例	複合シナリオへの取り込み要否
車両 🗶 停車位置	バスなどの大型車両が停車枠をはみ出た結果、カメラに 映らない状態での検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
車両 🗶 ヒト	乗用車などから複数名降車した状態での検証	不要 「ヒト」単独シナリオで検証予定
車両 業 携行缶 /ポリ容器	ピックアップトラックの荷台に携行缶(又はポリ容器)を 積載した状態での検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
車両 💥 火気	オープンカーの助手席等で喫煙している状態での検証	不要 当該事象は稀であるため対象外とする。
停車位置」		
要素の組み合わせ	試験シナリオ例	複合シナリオへの取り込み要否
停車位置 🗶 ヒト	停車枠外に停止したため、給油者や同乗者、車両の給 油口およびノズル等がカメラに映らない状態での検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
停車位置 💥 携行缶 /ポリ容器	停車枠外に停止したため、携行缶/ポリ容器等がカメラに 映らない状態での検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
停車位置 🗶 火気	停車枠外に停止したため、車両端の延焼部がカメラに映らない状態での検証	不要 「停車位置」と「火気」の依存関係はないた 対象外とする。
ŁN		
要素の組み合わせ ニューニー	試験シナリオ例	複合シナリオへの取り込み要否
とト	同乗者が携行缶を持っている状態での検証	不要 「携行缶/ポリ容器」単独シナリオで検証予
とト 🗶 火気	同乗者が降車し、喫煙している状態での検証	要素の組合せによりカメラの認識精度に影響を及ぼすため複合シナリオとして検証を行う。
携行缶/ポリ容器」		
要素の組み合わせ	試験シナリオ例	複合シナリオへの取り込み要否

図 4-26 2 要素間の組合せ一覧

(ウ) 複合シナリオ一覧 複合シナリオを以下の通り定義する。

複合 シナリオ **1** 

視認性が悪い環境下でのAI認識精度を確認する。

視認性が悪い環境下において、検知対象を捉えることができない場

合には、TOR(Takeover Request/交代要求)されることを確認

⑥屈折·反射 ------------⑦S変化

③ S 弱すぎ

⑧低D/U

④ S 強度差大

9低S/N

⑤ S 無し

複合

シナリオ 条件 (必須)

試験目的

する。

必須

する。

- 以下要素について試験を実施する。
  - 給油顧客の属性(服装)
  - 車両の色

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性(性別、身長等)
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

検証観点

SS環境によりAI用カメラの映像が不鮮明となる、またはAIの検知精度の著しい劣化につながる場合は、SSC等にTOR(交代要求)が表示されることを確認する。

試験 シナリオ 「夜間」において、ボディカラーが「黒系」の車両が来店し、給油者は「黒系」の服装である状態での給油を行う。

営業中SSでの 実証試験

「夜間」かつ「雨」の状態において、携行缶/ポリ容器に給油する。

営業中/休業中SSまたは 試験用SSによる検証\*

\*営業中SSでの実証実験期間中に該当ケースが発生しない場合は、後日証跡を検証する方針とする。

複合 シナリオ **2** 

AIの認識精度が劣化するであろう環境下でのAI認識精度を確認する。

AI精度が悪い環境下において、検知対象を捉えることができない場

合には、TOR(Takeover Request/交代要求)されることを確認

①分解能不足

⑥屈折・反射

② S 強すぎ ======= ③ S 弱すぎ ⑦ S 変化 ⑧低 D / U

④ S 強度差大

⑨低S/N

⑤ S 無し

複合

シナリオ 条件 (必須)

試験目的

- 以下要素について試験を実施する。
  - 給油顧客の属性(服装)
  - ・ 車両の色
  - 路面状態

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性(性別、身長等)
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

検証観点

天候等によりAI用カメラの映像が不鮮明となる、またはAIの検知精度の著しい劣化につながる場合は、SSC等を通じてTOR(交代要求)されることを確認する。

\*路面状態や色合いについては厳密に定義せず、代表的なサンプルケースで検証を行う。

試験 シナリオ 必須

降雨により路面が「濃灰」となっている状態において、ボディカラーが「灰系」の車両が 来店し、「灰系」の服装である給油者が給油を行う。

営業中/休業中SSまたは 試験用SSによる検証\*

推奨

積雪により路面が「白」となっている状態において、ボディカラーが「白系」の車両が来店し、「白系」の服装である給油者が給油を行う。

営業中/休業中SSまたは 試験用SSによる検証\*

\*天候は季節や地域特性があるため、過去の映像等により代替することを許容する。

複合 シナリオ **3** 

季節性により、AIが誤認識するであろう給油ケースでのAI認識精度を確認する。

AI精度が悪い環境下において、検知対象を捉えることができない場

合には、TOR(Takeover Request/交代要求)されることを確認

①分解能不足 ⑥屈折・反射

⑦S変化

③ S 弱すぎ

⑧低D/U

④ S 強度差大

⑤ S 無L.

② S 強すぎ

9低S / N

複合

シナリオ 条件

(必須)

試験目的

● 以下要素について試験を実施する。

- · 路面状態
- 天候

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性(服装、性別、身長等)
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

検証観点

来店車両の特定によりAI用カメラの映像が不鮮明となる、またはAIの検知精度の著しい劣化につながる場合は、SSC等にTOR(交代要求)が表示されることを確認する。

必

する。

夏場等の路面温度が高温となっている状態で給油を行う。

営業中SSでの 実証試験\*

シナリオ

試験

\*天候は季節や地域特性があるため、過去の映像等により代替することを許容する。

複合 シナリオ **/1** 

試験目的

給油対象車両により、AIが誤認識するであろう給油ケースでのAI認識精度を確認する。

AI精度が悪い環境下において、検知対象を捉えることができない場

合には、TOR(Takeover Request/交代要求)されることを確認

 ①分解能不足
 ⑥屈折・反射

 ②S強すぎ
 ⑦S変化

③ S 弱すぎ

⑧低D/U

④ S 強度差大

⑨低S/N

⑤S無し

複合

シナリオ 条件 (必須)

● 以下要素について試験を実施する。

車両のボディタイプ、ボディカラー

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性(服装、性別、身長等)
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

検証観点

来店車両の特定によりAI用カメラの映像が不鮮明となる、またはAIの検知精度の著しい劣化につながる場合は、SSC等にTOR(交代要求)が表示されることを確認する。

試験 シナリオ 車両の荷台に携行缶を載せた状態で注油しようとする。 (ノズルを携行缶周辺にもっていく) 休業中SSまたは 試験用SSによる検証

推奨

する。

郵便車両(自動二輪)や荷入れが赤色の車両(自動二輪)が給油を行う。 (郵便車両の荷入れを携行缶/ポリ容器と誤検知する可能性を検証) 営業中SSでの 実証試験

\*営業中SSでの実証実験期間中に該当ケースが発生しない場合は、後日証跡を検証する方針とする。

複合 シナリオ 5

カメラの死角(カメラから捉えることができない領域)等が発生し、 認識精度が劣化するであろう環境下でのAI認識精度を確認する。 1分解能不足

⑥屈折・反射

2 S 強すぎ

⑦ S 変化

3 S 弱すぎ ④ S 強度差大 8低D/U

試験目的

AI精度が悪い環境下において、検知対象を捉えることができない場 合には、TOR(Takeover Request/交代要求)されることを確認 する。

5 S #L

⑨低S/N 複合

シナリオ 条件 (必須)

● 以下要素について試験を実施する。

· 停車位置

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性(性別、身長等)
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

検証観点

SS環境によりAI用カメラの映像が不鮮明となる、またはAIの検知精度の著しい劣化につながる場合 は、SSC等にTOR(交代要求)が表示されることを確認する。



AI用のカメラが車両、ノズルや給油口等と捉えることができない位置に停車し、認識 対象物の一部(給油口やノズル等)がカメラに映らない状態(映像が見切れてし まう状態)で給油を行う。

営業中SSでの 実証試験

試験 シナリオ AI用のカメラが給油客と捉えることができない位置に停車し、認識対象物の一部が カメラに映らない状態(映像が見切れてしまう状態)で給油を行う。

営業中SSでの 実証試験

AI用のカメラがを捉えることができない位置に停車し、認識対象物の一部(携行 缶・ポリ容器等)がカメラに映らない状態(映像が見切れてしまう状態)で給油を 行う。

営業中SSでの 実証試験

\*営業中SSでの実証実験期間中に該当ケースが発生しない場合は、後日証跡を検証する方針とする。

複合 シナリオ 6

火災・ベーパー引火の認識精度を確認する。

1分解能不足

⑥屈折 · 反射

給油できないことを確認する。 また、スタッフに通知されることを確認する。 2 S 強すぎ 3 5 弱すぎ 4 S 強度差大 ⑦ S 変化 ⑧低D / II

9低S/N

⑤ S 無し

複合

シナリオ 条件 (必須)

試験目的

特に無し

シナリオ 条件 (任意)

- 給油顧客の属性 (服装、身長、性別等)
- 車両の形状、色
- 給油する油種
- 監視カメラの設置位置

検証観点

給油レーン内に可燃物や火気が映り込んだ場合は、該当レーンに対して給油不許可およびスタッフへ の警告発報されることを確認する。

(必要に応じ、給油レーン内に可燃物や火気が映り込んだ場合は給油停止されることを確認する)

推奨

同乗者が降車し、喫煙している状態で給油を行う。

休業中SSまたは 試験用SSによる検証

試験 シナリオ

\*ベーパー引火については安全面上の問題で実証が困難である場合は検証対象外として良い。 \*試験を実施する場合は十分な安全性を確保のうえ、所轄消防署等の立ち合いのもと試験を実施すること。

# 4.2.2 顧客行動外乱シナリオ

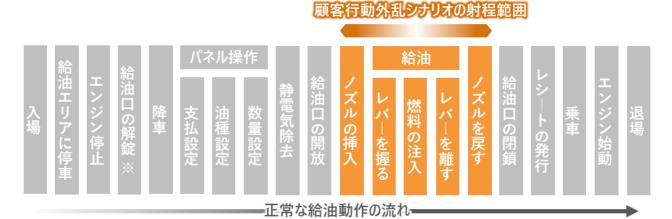
顧客行動外乱シナリオは、給油顧客が行う行為に対して、給油許可監視システムが安全性を正しく判断することができているかを検討するものである。

本ガイドラインが射程としている「ノズル挿入」から「給油」、固定給油装置(計量機)に「ノズルを戻す」までの「給油動作」と、危険要因となり得る顧客の「行動・行為」を構造化して紐づけることにより、火災やガソリンの流出等、危険に繋がる可能性が認められるシナリオを抽出する。また、セルフ SS における過去の事故事例から、一定程度の発生頻度と影響度を有する、動作ステップと行動・行為の組み合わせを抽出し、代表シナリオを選定する。

# (1) 顧客行動外乱要因の要素抽出

### a. 給油動作のステップ

顧客行動外乱シナリオにおける「給油動作」の射程(図 4-27)は、当然ながら本ガイドラインの射程と同一であり、大きく①「ノズルの挿入」、②「給油」、③「ノズルを戻す」の 3 つに分けられる。



※車種によっては降車前の操作が必要ない場合もある

※状況により動作の順序が前後したり、動作間に別動作が発生したりする(車内の荷物を取る等)場合がある

故に、例えば静電気除去パッドに触れてから給油口を開放する行為や、計量機にノズルを戻した後の行為については、顧客行動が安全性に影響を与えるかどうかに関わらず、顧客行動外乱シナリオとしての検討の対象には含まれない。顧客による動作ステップの詳細について、次に再整理した。

図 4-27 正常な給油動作の流れにおける顧客行動外乱シナリオの射程

① 「ノズルの挿入」は、給油を行う顧客が計量機からノズルを取り外し、給油口にノズルを挿入するまでの動作を指す。

- ② 「**給油**」は、燃料を注入する行為のそれ自体であり、これらは更にレバーを握る、レバーを握り続けて燃料の注入を継続する、レバーを離すという3つの段階に分けることができる。本項において単に「給油」といった場合には、これらの各行為を包括した給油動作を指す。
- ③ 「ノズルを戻す」は、給油口からノズルを抜き取った後、計量機にノズルを戻すまでの動作を指す。

### b. 顧客の行動

顧客行動外乱シナリオにおいて、顧客が取り得る行動は、その行動が発生する要因により次の図 4-28 で示すように構造化することができる。なお、危険行為(Unsafe Acts)に係る顧客行動の構造化に関する確立した分類は存在しないが、行動心理学やヒューマンエラーに関する論文<sup>10</sup>等を参考に構造化を行った。

顧客の行動は、その故意又は過失の有無(意図)・判断・実行・規範意識といった内心の状態と行為の結果により、大きく①「誤操作(Slip)」、②「誤認識(Lapse)」、③「逸脱(Mistake)」、④「違反(Violation)」の 4 つに分けられる。このうち、特に①~③は「ヒューマンエラー」とも呼ばれる。



※ 実行における「○・×」は結果の正しさではなく、意図した行為が行えているかをベースに評価する。 例えば、顧客が携行缶に給油しようと判断して給油した場合、判断は「×」となるが実行は「○」となる。

図 4-28 内心の状態と行為の結果に基づく顧客行動の構造化

出所)行動心理学やヒューマンエラーに関する論文等から作成

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Adapted from James Reason, Human Error, Cambridge University Press

① 「誤操作(Slip)」は、顧客による危険行為のうち、過失により操作を誤り、結果として危険が生じた行為のことを指す。行為結果に対する本人の意図はなく、判断は正しかったが、注意を怠ったために実行を誤ってしまった場合、当該行為は「誤操作」に分類される

例えば、給油完了後にノズルを計量機に戻そうとしたところ、誤ってレバーを握ってしまい、ガソリンが流出・飛散するような事案が「誤操作」に分類される。

この場合において、顧客本人は不注意により意図せず結果を惹き起こしてしまったため、「意図」の評価は「×」となる。また、「判断」については、ノズルを戻そうとした判断自体は誤っていないため「〇」、「実行」については、本人の意図した実行ができていない(ノズルを握ろうと思って握ったのではない)ため「×」となる他、過失であることから規範意識については「〇」(意図的に規則を破ろうとした訳ではない)の評価となる。

② 「誤認識(Lapse)」は、顧客による危険行為のうち、意図した操作を行うことができたが、過失により状況認識の段階で誤りがあったために、結果として危険が生じた行為のことを指す。行為結果に対する本人の意図はなく、本人の認識・判断の下においては実行も正しかったが、認識自体を誤ったために危険を生じた場合、当該行為は「誤認識」に分類される。

例えば、ノズルが車両に差し込まれたままであることを失念し、車両を発進させたため、ホ−スが破損しガソリンが噴出するような事案が「誤認識」に分類される。

この場合においても、顧客本人は不注意により意図せず結果を惹き起こしてしまったため、「意図」の評価は「×」となる。また、「判断」については、不注意により車両にノズルが差し込まれたままになっていることを認識・判断できなかったことから「×」の評価となる。「実行」については、車両を発進させようという本人の意識・作為の下で、車両を"正しく"発進させることができることから、評価は「〇」となり、過失であることから規範意識については「〇」となる。

③ 「逸脱(Mistake)」は、顧客による危険行為のうち、法令違反に該当するとまでは言えないが、 推奨されない手順や行為により、危険が生じた場合の行為のことを指す。

なお、英語表記は「Mistake」となっているが、過失による行為を含まない概念であるため、日本語でいう「間違い」とは意味合いが異なることに留意が必要である。

例えば、子どもと一緒に給油を行おうとしたところ、子どもが誤ってノズルを車両から引き抜いた 結果、ガソリンが飛散して負傷するような事案が「逸脱」に分類される。

この場合においては、子どもと一緒に給油を行うという行為自体は意図的に行われたものであるため、「意図」の評価は「○」となる。また、「判断」については、子どもと一緒に給油を行おうとする行為は推奨されない行為であるため「×」、「実行」については、子供と一緒に給油するという意図した行為が行えているため「○」、「規範意識」については、法令違反を行う明確な意思はないため「○」の評価となる。

④ 「**違反(Violation)**」は、顧客による危険行為のうち、法令に違反する行為が行われた結果として、危険が生じた場合の行為のことを指す。

例えば、セルフ SS 内で給油中にタバコを吸おうとライタ−に着火したところ、可燃性蒸気に引火し炎上するような事案が「違反」に分類される。

この場合、顧客は意図的に行為を行っているため、「意図」の評価は「○」となる。また、「判断」 については、意図している行為が法令違反となるため「×」、「実行」については、本人の意図した 行為を正しく行えていることから「○」、規範意識については当然に「×」となる。

### (2) 顧客行動外乱シナリオの選定

# a. 事故の発生頻度と影響度に着目したシナリオ候補の整理

前述した「動作のステップ」と「顧客の行動」によりマトリクスを作成し(図 4-29)、さらにセルフ SS における過去の事故事例から、事故の「**発生頻度**」と「**影響度**」の観点に着目した事例整理を行うことで、重要性の高いシナリオを抽出した。

事故の「発生頻度」と「影響度」の 2 つの評価軸により、当該事故リスクの重要度を理解するというアプローチは、国際天文学連合(IAU)におけるトリノスケールの考え方を参考にしている。

トリノスケールは、地球近傍天体が地球へ衝突するリスクの深刻度を 0~10 の 11 段階で評価するもので、ここでは衝突した場合の「エネルギー」と「衝突確率」の 2 つの軸で、天体のリスクが評価される。 セルフ SS における事故類型の重要度の検討にあたっては、「衝突時のエネルギー」を「事故の影響度」、「衝突確率」を「事故の発生確率(発生頻度)」に類する概念と捉えることで、2 つの軸で客観的に事故事例の整理を行うこととした(図 4-30)。

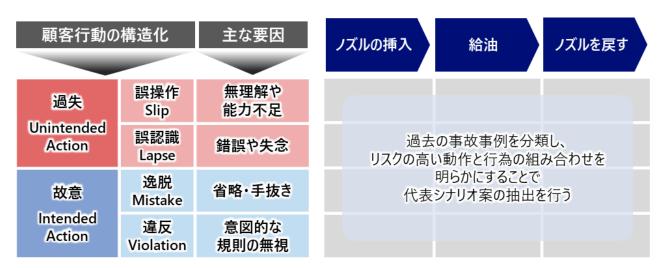


図 4-29 顧客行動外乱シナリオのマトリクス

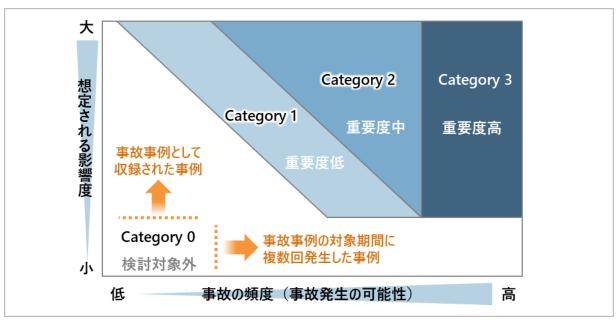


図 4-30 トリノスケールに見る事故類型の重要度の概念的整理

過去の事故事例については、消防庁及び損害保険会社から提供されたものを使用した。事故事例の収録対象期間は、消防庁のリストについては過去 5 年間、損害保険会社のリストについては過去 9 年間である<sup>11</sup>。

事故の発生頻度を評価するにあたり、発生の過程や結果が類似している事故、例えば、誤操作によりガソリンが 0.5L 流出した事故と 2.0L 流出した事故については、事故事例の抽象化を行い、同一の事故類型として取り扱ったうえで発生件数をカウントし(この場合は誤操作によるガソリン流出2件とカウントする)、集計期間のうち2回以上発生している事故事例のピックアップを行った。

また、事故の影響度については、単に事故が発生したということに留まらず、実際の物的損害または人的被害が発生したことによって、事故事例に収録されているものを検討の対象とした。

このように「動作のステップ」と「顧客の行動」の組み合わせによる事故事例の整理を行うことによって、 顧客行動外乱によって生ずる事故リスクの類型を網羅的に整理し、顧客行動外乱シナリオにおける 試験シナリオ候補を抽出した。

# b. 検知可能性と回避可能性に着目したシナリオ選定

3.2.2 (2) a. で先述した通り、一定程度の発生頻度及び影響度を有する事故事例を抽出した後、 当該事故の「**検知可能性**」と「回避可能性」に着目し、双方が認められるものを試験シナリオとして 選定することを検討した。

<sup>11</sup> 消防庁: 2016年1月~2020年12月, 損害保険会社: 2010~2016年及び2016年9月~2019年2月

① 「**検知可能性**」は、安全を阻害する事象・要因が、カメラ・センサで検知できるかどうか、換言すれば、給油許可監視システムが危険の発生を予見し得る状態にあるかという評価観点である。 現行の有人対応による給油における監視項目ではないものについては、たとえ技術的には検知可能なものであっても、検知可能性がないものと看做す。

ノズルを計量機から取った際にノズル内に残留していた燃料が飛散する事案を例にとると、ノズル内の残留燃料の有無は現行の監視項目ではないため、技術的に可能であるかといった評価の内容に関わらず、試験シナリオの選定にあたっては検知可能性がないものと看做しシナリオから除外する。

② 「回避可能性」は、給油許可監視システムの検知・判断によって結果回避可能な性質の危険 に繋がる事象・要因であるかどうかを検討する評価観点である。

例えば、故意にガソリンを漏出させたうえ、ライターを使用し放火を図るような事案では、たとえ火気をシステムが検知できたとしても、結果回避に繋がることはないため、このような事案は試験シナリオの選定にあたっては回避可能性がないものと看做しシナリオから除外する。

整理した各種の事故事例をこれらの評価観点で検討し、検知可能性と回避可能性の双方が認められるシナリオを試験シナリオとして選定した(図 4-31)。

		関連するシステムの動作		
試験シナリオ	ノズルを固定給油設備から外した後、給油口に挿入する前にレバーを握り、	給油	警告	給油
<b>1</b>	燃料が吐出しないことを確認する	不許可	発報	停止
試験シナリオ	給油開始後にノズルが脱落した場合、直ちに監督者に対し警告発報が	給油	警告	給油
<b>2</b>	行われるとともに、直ちに給油が停止することを確認する	不許可	発報	停止
試験シナリオ	ノズルが車両に挿入された状態で、給油者が車両周辺から離れた場合、	給油	警告	給油
<b>3</b>	監督者に対する警告発報や給油停止の措置が取られることを確認する	不許可	発報	停止
試験シナリオ	車両周辺に携行缶を検知した場合、給油許可が行われないこと、また給油	給油	警告	給油
<b>4</b>	許可後であれば監督者に対する警告発報等の措置が取られることを確認する	不許可	発報	停止
試験シナリオ	火気を検知した場合、監督者に対する警告発報および給油不許可または	給油	警告	給油
<b>5</b>	給油停止等の措置が取られることを確認する	不許可	発報	停止
試験シナリオ	給油許可後にノズルを給油口から引き抜いた場合、レバーを握っても	給油	警告	給油
<b>6</b>	燃料が吐出しないことを確認する	不許可	発報	停止

図 4-31 顧客行動外乱シナリオにおける試験シナリオ

# (3) 検証観点/試験条件の定義

試験シナリオとして選定した顧客行動外乱があっても、給油許可監視システムの適切な判断及び動作により、安全が確保されるかが検証の観点(利用時品質)となる。外部品質となる想定するシステムの動作は、大きく①**給油不許可**、②警告発報、③給油停止に分けられる。

- ① 「**給油不許可**」は、給油許可前に試験シナリオにおける顧客行動外乱が検知された場合、システムが異常な給油動作と判断し、給油が許可されないことを指す。 この場合、ノズルに燃料は供給されず、レバーを握っても燃料が吐出することはない。給油許可後に給油許可を取り消す場合は、後述する「給油停止」に分類される。
- ②「警告発報」は、試験シナリオにおける顧客行動外乱が検知された場合、光や音声等の手段で警告を行うことを指し、監督者に状況確認と有人による給油停止等の判断や、TORの要求を行うことを想定する。なお、警告の発報対象は監督者を想定するが、給油者を警告発報の対象に含めても差し支えない。 これらの場合、警告発報があった段階で直ちに給油が停止することはないため、給油許可があった

た後であれば、レバーを握ることによって燃料の注入が可能な状態は維持される。

③ 「**給油停止**」は、試験シナリオにおける顧客行動外乱が給油許可後に検知された場合、セルフ SS における当該レーンまたは全レーンの給油を直ちに停止することを指す。 この場合、給油停止の対象となったレーンでは、給油許可が為されたかどうかに関わらず、燃料が 供給されないため、レバーを握っても燃料が吐出することはない。 なお、ノズルおよびホース内に 残留した燃料が吐出しないことまでを要求するものではない。

# (4) 試験シナリオ一覧

a. 試験シナリオ 1 (給油口にノズルを挿入する前のレバー操作による燃料吐出防止)

本試験シナリオでは、給油許可前において、ノズルを給油口に挿入する前にレバーを握っても、燃料が吐出しないことを確認する。なお、ポンプの停止や燃料供給弁の閉鎖等、燃料の吐出防止を実現するための方法の如何は問わない。

本シナリオは、「過失」×「誤操作」による顧客行動外乱に対応するものである。また、STEP 1.0 および STEP 1.5 の双方について対応を「必須」とする。

#### b. 試験シナリオ 2 (意図しないノズル脱落発生時の燃料漏洩防止)

本試験シナリオでは、給油許可後、給油中に意図せずノズルが脱落した場合、監督者に対し直ちに警告発報が行われるとともに、直ちに当該レーンの給油が停止されることを確認する。なお、試験シナ

リオ1と同様に、燃料の漏洩防止を実現するための方法の如何は問わない。

本シナリオは、「過失」×「誤操作」による顧客行動外乱に対応するものである。ただし、ノズルの脱落とノズルの遮蔽を区別することが現行のシステムでは技術的に困難であるため、STEP 1.0 および STEP 1.5 の双方について、本シナリオへの対応は「推奨」とする。

#### c. 試験シナリオ3 (給油中の人離れ発生時の警告発報等)

STEP 1.0 の場合、本試験シナリオでは、給油許可後において、燃料注入中に給油者が車両から離れたとき、監督者に対し直ちに警告発報が行われることを確認する。なお、「人離れ」の定義(車両から給油者が X メートル以上離れる等)については、各社が定めるものとする。

STEP 1.5 の場合、本試験シナリオでは、給油許可後において、燃料注入中に給油者が車両から離れたとき、監督者に対し直ちに警告発報が行われることを確認する。加えて、当該レーンの給油が停止されることが推奨される。

本シナリオは、「過失」×「誤操作」による顧客行動外乱に対応するものである。また、STEP 1.0 において対応は「推奨」、STEP 1.5 において対応は「必須」とする。

# d. 試験シナリオ4(携行缶を検知した場合の警告発報等)

本試験シナリオでは、ノズル周辺に携行缶を検知した場合、給油許可前であれば給油が許可されず、給油許可後であれば監督者に対し直ちに警告発報が行われることを確認する。

本シナリオは、「故意」×「違反」による顧客行動外乱に対応するものである。また、STEP 1.0 および STEP 1.5 の双方について対応を「必須」とする。

#### e. 試験シナリオ 5 (火気を検知した場合の警告発報及び給油停止等)

本試験シナリオでは、火気を検知した場合、給油許可前であれば給油が許可されないこと、給油許可後であれば監督者に対し直ちに警告発報が行われるとともに、当該レーンの給油が直ちに停止されることを確認する。

本シナリオは、「故意」×「違反」による顧客行動外乱に対応するものである。また、STEP 1.0 および STEP 1.5 の双方について対応を「必須」とする。

#### f. 試験シナリオ 6 (ノズルを給油口から引き抜いた際のレバー操作による燃料吐出防止)

本試験シナリオでは、給油許可後にノズルを給油口から引き抜いた場合、レバーを握っても燃料が吐出しないことを確認する。なお、試験シナリオ 1 と同様に、燃料の吐出防止を実現するための方法の

# 如何は問わない。

本シナリオは、「過失」×「誤操作」による顧客行動外乱に対応するものである。ただし、システムによって対応可否が分かれる場合があるため、STEP 1.0 および STEP 1.5 の双方について、本シナリオへの対応は「推奨」とする。

試験	49T <del>185</del>	必須·推奨	
シナリオ			STEP 1.5
1	給油許可前において、ノズルを給油口に挿入する前にレバーを握っても、燃料が吐出しないことを確認する	必須	必須
2	給油許可後、給油中に意図せずノズルが脱落した場合、監督者に対し直ちに 警告発報が行われるとともに、直ちに当該レーンの給油が停止されることを確認する	推奨	推奨
3	給油許可後において、燃料注入中に給油者が車両から離れたとき、監督者に対し 直ちに警告発報が行われることを確認する	推奨	必須
4	ノズル周辺に携行缶を検知した場合、給油許可前であれば給油が許可されず、 給油許可後であれば監督者に対し直ちに警告発報が行われることを確認する	必須	必須
5	火気を検知した場合、給油許可前であれば給油が許可されないこと、給油許可後であれば監督者に対し直ちに警告発報が行われるとともに、当該レーンの給油が直ちに停止されることを確認する	必須	必須
6	給油許可後にノズルを給油口から引き抜いた場合、レバーを握っても燃料が吐出 しないことを確認する	推奨	推奨

図 4-32 各試験シナリオにおける STEP ごとの「必須」/「推奨」の対応関係

#### 4.2.3 監視スタッフ環境外乱シナリオ

監視スタッフ環境外乱シナリオでは、給油許可の可否判断を行う監視スタッフの状況に着目した検証を行う。給油中に突発的な外部環境からの外乱により監視スタッフの動作が変化しても事故を起こさないことを検証するため、フィールドでの直接視や店舗内モニタでの間接視といったスタッフの監視位置や従来の監視スタッフ単独での判断ではなく、AIからの情報も加味しこれまで以上に安全に給油ができることを確認する。

試験では監視スタッフに係る外乱要因を整理し、監視スタッフの状況が変化しても危険が生じないか、 それぞれの組み合わせを網羅するような試験シナリオを構築し、検証することとする。また、将来的な商用 展開を見据えた場合、給油時間が長くなると給油顧客の満足度が低下するため、給油には一定の効 率性が必要と考えられる。よって、本試験では効率性の観点での確認も推奨とする。

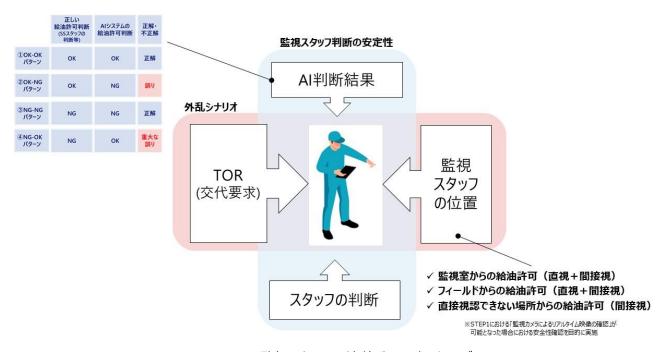


図 4-33 監視スタッフ環境外乱の評価イメージ

#### (1) 監視スタッフ環境外乱要因の要素抽出

給油許可環境外乱の要因は、「監視スタッフにインプットされる AI 判断結果」、「監視位置(監視方法)」の 2 つに大別できる。これらの 2 つの要因の組み合わせを網羅するような試験シナリオを構築し、そのシナリオ条件下において、AI の試験を実施して業務適合性を評価する。

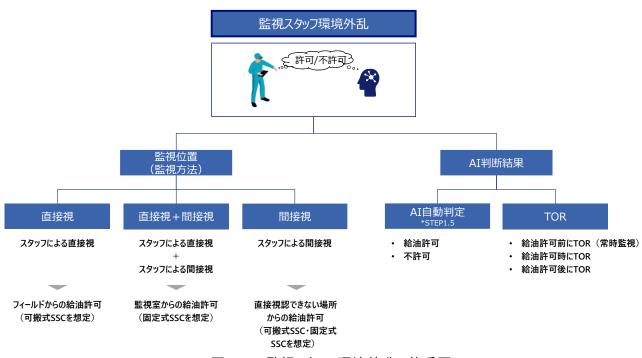


図 4-34 監視スタッフ環境外乱の体系図

# (2) 監視スタッフ環境外乱シナリオの選定

給油許可環境外乱の要因は、「監視スタッフにインプットされる AI 判断結果」、「監視位置(監視方法)」の 2 つに大別できる。これら 2 つの要因の組み合わせにおいて、AI に外乱が発生した場合を対象に試験シナリオを構築し、そのシナリオ条件下において、AI の試験を実施して業務適合性を評価する。これらの 2 つの要因の組み合わせは以下となる。この中からさらに対象となるシナリオを選定する。

#### 監視位置(監視方法) 監視スタッフにインプットされるAI判断結果 AIの 判断 **ヒトの** 判断 STEP 判断者 現場対応 OK AIの判断を採用 フィールドからの給油許可 STEP1 1.5(特定条件下外) NG ヒトの判断を採用 対応不可 ヒトが対応できるのを待つ ОК ヒトの判断を採用 KH NG AIの判断を採用 ヒトが対応できるのを待つ 対応不可 STEP1. OK 監視室からの給油許可 AIの判断結果を採用 (ヒトは監視 ОК .5(特定条件下) OK ヒトの判断を採用 ΑI NG NG AIの判断を採用 直接視認できない場所 対応不可 ヒトが対応できるのを待つ STEP1. からの給油許可 OK 対応 要TOR NG

図 4-35 監視スタッフ環境外乱シナリオの組合せ

# a. 監視位置

- ① 「フィールドからの給油許可」は、SS 敷地内の監視スタッフが適切に監視等を行うことができる範囲(以下、フィールドという)からの給油許可業務を指す。危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)が令和元年12月20日に公布され、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、可搬式の制御機器によっても給油許可等を行うことができるよう技術上の基準が整備された(令和2年4月1日施行)。そのため、フィールドから可搬式の制御端末を通じて監視スタッフにAIの判定情報を通知し、その結果と監視スタッフの直接視をもとに安全性を確認する状況下での試験を実施する。
- ② 「監視室からの給油許可」は、全ての顧客用固定給油設備等が直接視認できる位置に設置している制御卓(以下、監視室という)からの給油許可業務を指す。本ケースは可搬式の制御端末が導入されていない SS における一般的な状況となる。そのため、監視室から固定式制御端末を通じて監視スタッフに AI の判定情報を通知し、その結果と監視スタッフの直接視及び監視カメラモニタによる間接視をもとに安全性を確認する状況下での試験を実施する。
- ③ 「直接視認ができない場所からの給油許可」は、SS 敷地内において直接視認ができない箇所 (フィールドから固定式もしくは可搬式の制御機器のモニタ等による間接視を通じた安全確認) からの給油許可業務を指す。そのため、固定式または可搬式の制御端末を通じて監視スタッフ に AI の判定情報を通知し、その結果と監視スタッフの間接視をもとに安全性を確認する状況 下での試験を実施する。なお、将来的には敷地外(給油ポイントから 15~60m 程度の駆け付けが可能な地点)において直接視認ができない箇所(敷地外の近接エリア等)からの給油許可業務も対象となることも想定され、その場合においては試験環境の見直しを図ることとする。

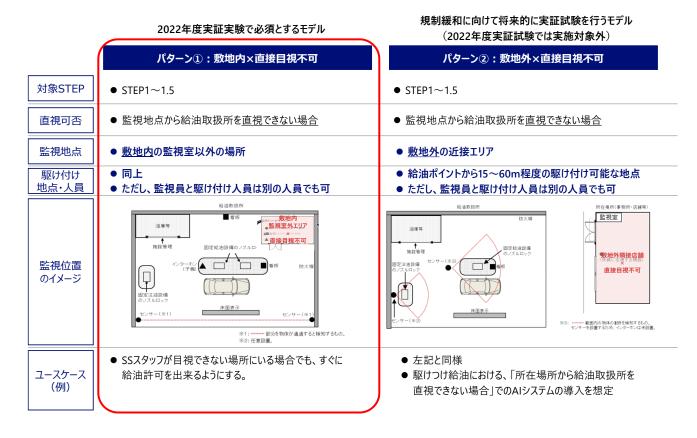


図 4-36 直接視認できない場所からの給油許可についての取り扱い出所)消防庁資料を踏まえて作成

#### b. 監視スタッフにインプットされる AI 判断結果

- ① 「AI 自動判定」は、AI が監視カメラやセンサ等と連携し、給油を許可して良い、又は正常な給油行動から逸脱し給油不可と判断した結果を指す。AI の判定結果は、可搬式の制御端末等を通じて監視スタッフに情報を通知する方法を想定している。STEP 1.5 においては、特定条件下で監視スタッフの判断(直接視、間接視又はその両方を通じた確認)を介さずに、AI 単独での給油許可判断を可能とする。
- ②「TOR(TakeOver Request:交代要求)」は、監視カメラを通じて捉えたい対象物が視認できない(対象物が死角に入る等)、又はセンサ類の汚れや故障等により AI が正常に安全性を評価出来ないケースにおいて、監視スタッフに状況確認を要求する状況を指す。AI が完全に機能しない状況においても適切に監視スタッフに給油監視業務が引き継がれ、従来通りの監視が可能であることを検証する。

# (3) 検証観点/試験条件の定義

#### a. 前提事項

### ① 安全性の確認観点

STEP 1.0 においては、現状と同じくヒトが判断を行うが監視スタッフ(ヒト)だけでなく AI が監視することで、AI に外乱が発生したり、ヒトと AI で判断結果に食い違いがあったりした場合に、ヒトが再度実態を確認することで現状より安全な給油が可能となることを確認する。

また、STEP 1.5 (特定条件下) においては、AI が監視ならびに給油許可を行うが、AI に外乱が発生した場合はヒトが AI に代わって監視ならびに給油許可を安全に行えることを確認する。 いずれの STEP においても、AI の監視精度ではなく、業務プロセスが成立するかを確認する。

#### ② 効率性の確認観点

将来的な商用展開を見据えて、お客様からみた待ち時間が現状から大きく劣化しないことを推奨の確認観点とする(時間が一定基準内に収まるかを確認)。

表 3-37 監視スタッフ環境外乱シナリオの観点

確認観点	内容	確認項目	確認方法
安全性	<ul> <li>● AIに外乱が発生(※)した場合に、ヒトがその 状態を把握できること</li> <li>● AIに外乱が発生した場合に、勝手に給油許可 業務が進行されないこと</li> <li>● AIに外乱が発生した場合に、ヒトが後続の業 務を制御できること</li> </ul>	<ul><li>AIからの状態通知をヒトが確認できること</li><li>給油許可がヒトの判断待ちになっていること</li><li>ヒトが給油許可判断を出して業務が再開されること</li></ul>	左記確認項 目を盛り込ん だ業務プロセ スが成り立つ かを確認
推奨 効率性	● 顧客からみて、給油開始までの時間が現状より大幅に伸びないこと	● 「レバーを握る」〜「給油開始」までが現状から大きく劣化しないこと	時間が一定 基準内かを 確認

※STEP1におけるAIに外乱が発生とは「監視できない」「実態と異なる判断をする」「動作しない」を指す STEP1.5におけるAIに外乱が発生とは「監視できない」「動作しない」を指す

AI を活用した給油許可監視業務において、給油許可/給油不許可が取り得るパターンは、

- (i) 監視スタッフ (=ヒト) : 給油許可判断 (OK 判断) / AI: 給油許可判断 (OK 判断)
- (ii) 監視スタッフ:給油許可判断(OK判断)/AI:給油不許可判断(NG判断)
- (iii) 監視スタッフ:給油不許可判断(NG 判断)/AI:給油許可判断(OK 判断)
- (iv) 監視スタッフ:給油不許可判断(NG 判断)/AI:給油不許可判断(NG 判断)

の 4 つがとり得る。本検討においては、従来の監視スタッフが担当している業務を、AI 等の活用により機械が代替することを目的としているため、監視スタッフの判断は常に正しいという前提のもと検証を実施する。そのため、監視スタッフと AI の判断結果が異なるものを試験の対象とする。

#### b. 試験シナリオの考え方

監視スタッフ環境外乱シナリオにおいて、給油許可監視業務の方法は、STEP1 の「AI が監視するものの、給油許可監視業務は監視スタッフが実施」、STEP1.5 (特定条件下)「AI 単独で実施」がある。本試験では業務プロセスの確認が観点であるため、前述の給油許可監視業務の方法のうち、AI に外乱が発生したり、ヒトと AI で判断結果に食い違いがあったりした場合を対象に、試験を実施する。

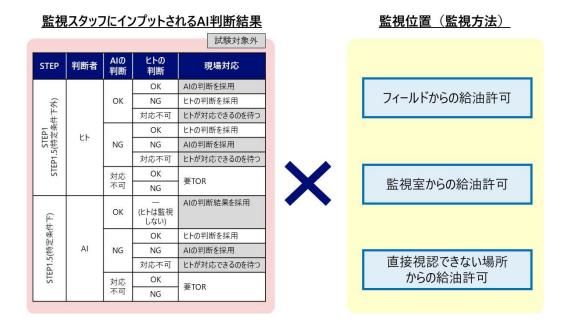


図 4-38 監視スタッフ環境外乱シナリオの試験対象

#### (4) 試験方法の定義

#### a. 試験の目的

STEP 1.0 では、AI を導入することでヒトだけが監視していた従来以上に安全に給油できることを確認する。加えて、将来的な規制緩和を目指して現在給油許可のできない監視場所においても AI とヒトによる監視で安全に給油できることを確認する。

STEP 1.5 (特定条件下)においては、AI が給油許可判断を行う条件下においても、現在給油許可のできない監視場所も含めて従来業務の現状と変わらず安全に給油できることを確認する。

また、将来的な商用展開を見据えた場合、給油時間が長くなると給油顧客の満足度が低下するため、給油には一定の効率性が必要と考えられる。よって、本試験では効率性の観点での確認も 推奨とする。

#### b. 対象とする給油許可監視業務

現状実施している「フィールドからの給油許可」と「監視室からの給油許可」に加え、本業務が将来的に業務拡張することや監視スタッフの要員集約を見据えて、「間接視のみでの給油許可」を追加対象とし、実現性を確認しておく。尚、「間接視のみでの給油許可」の実施は任意とする。

表 3-39 STEP 1.0 および STEP 1.5 で想定する給油許可監視業務

	現状	STEP1·STEP1.5 (特定条件下外)	STEP1.5 (特定条件下)
対象業務	<ul><li> フィールドからの給油許可</li><li> 監視室からの給油許可</li></ul>	<ul><li>フィールドからの給油許可</li><li>監視室からの給油許可</li><li>間接視のみでの給油許可</li></ul>	

#### c. 前提とする試験環境

本試験では、「従来の給油許可監視業務と比較して、実業務が成立するかどうか」という観点での確認が目的であるため、いずれの給油許可監視業務も「営業中店舗もしくは休業中店舗(試験用設備も含む)」を利用することとする。

- ▼ フィールドからの給油許可においては従来同様、スタッフが直視可能な距離にいる環境で行う。
- ▼ 監視室からの給油許可においては従来同様、スタッフが直視可能な位置(SS 敷地内)に 監視室がある環境で行う。
- ▼ 直接視認できない場所からの給油許可においては、給油所敷地内にあり、かつ、直接視認が 不可な環境と定義し、試験においてはこのような環境を模擬的に整備して実施する。

表 3-40 給油許可監視業務における前提環境

No.	分類	フィールド	監視室	隣接店舗
1	共通	「営業中店舗」もしくは「休業中の店舗」を利用することする		
2	個別	スタッフが直視可能な距離にいること	スタッフが直視可能な位置(SS敷地内) に監視室があること	(以下環境を模擬的に整備して実施) 給油所敷地内でかつ、監視室とは別の直 接視認が不可な環境

#### d. 試験シナリオの組合せ

試験対象となるシナリオは、AIの判断結果(給油許可=OK、給油不許可=NG、対応不可の3つ)を軸に洗い出すと、STEP1とSTEP1.5(特定条件下)で合計6つとなる。

しかし、給油不許可と対応不可については業務フローが同じである(= 重複する)ため、統合することができる。よって、試験対象シナリオは以下の4パターンとなり、この4パターンにそれぞれの監視位置(監視方法)を組み合わせたパターン数のテストとなる。

- (i) STEP 1.0 および STEP 1.5 (特定条件下外) において、AI が OK (給油許可) を出すパターン
- (ii) STEP 1.5 (特定条件下) から環境変化によって STEP 1.0 および STEP1.5 (特定条件下外) に切り替わった場合において、AI が OK を出すパターン
- (iii) 全ての STEP において、AI が NG (給油不許可) を出すパターン
- (iv) 全ての STEP において、AI が対応不可となるパターン

#### 試験対象外 AID ヒトの STEP 判断者 現場対応 判断 判断 AIの判断を採田 OK (1)(2)OK ヒトの判断を採用 NG STEP1 STEP1.5(特定条件下外) ... 对心个明 ヒトル対心でさるのを付し (3) ヒトの判断を採用 OK KH AIの判断を採用 NG NG 対応不可 ヒトが対応できるのを待つ OK 対応 要TOR (4) 不可 NG AIの判断結果を採用 OK (ヒトは監視 STEP1.5(特定条件下) しない) (3) ヒトの判断を採用 OK Al NG NG AIの判断を採用 対応不可 ヒトが対応できるのを待つ OK 対応 要TOR (4) 不可 NG

# 監視スタッフにインプットされるAI判断結果

図 4-41 監視スタッフ環境外乱シナリオの試験対象 (重複排除後)

以下、前述の(i)~(iv)について試験時における想定業務プロセスと実際に実施するオペレーションの例を挙げる。本試験では業務プロセスの確認が主目的であるため、実際に想定する業務と同じ事象を発生させる必要はなく、疑似的に発生させる形で安全かつ時間をかけずに実施する。



図 4-42 STEP 1.0 において AI が給油許可を出すパターン例



図 4-43 STEP1.5(特定条件下)から環境変化によって STEP1.5(特定条件下外)に 切り替わった場合において、AI が給油許可を出すパターン例



図 4-44 全ての STEP において、AI が給油不許可を出すパターン例



図 4-45 全ての STEP において、AI が対応不可を出すパターン例

# 5 附録 ガイドラインの構成

資料名		概要
本紙	セルフSSにおける A I による給油許可監視の実装に向けた A I システム評価方法等に係るガイドライン (本資料)	セルフSSにおける給油許可監視システムの実装にあたり、機能要件や導入方法等、システムの信頼性評価に関する枠組みを定める。
別表1	内部品質の要求事項	セルフSSにおける給油許可監視業務にAIを適用する際に、AIとして具備すべき品質要求を定める。
別表2	認識外乱要因一覧	セルフSSにおける給油許可監視システムの妥当性評価を目的とした試験シナリオのうち、システムの構成要素であるAIの認識精度に影響を及ぼす代表的な外乱要因及び試験シナリオの設定指針を定める。
別表3	試験シナリオ一覧	本紙で規定した3つの外乱(認識外乱、顧客行動外乱、監視スタッフ環境 外乱)に基づく試験シナリオを定める。

# 6 参考文献

○「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン 第2版」. 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議. 2021年3月.

URL: https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210330002/20210330002.html

- ○「機械学習品質マネジメントガイドライン 第 2 版」。産業技術総合研究所。2021 年 7 月。 URL: https://www.digiarc.Alst.go.jp/publication/aigm/AIQM-Guideline-2.1.0.pdf
- ○「オーナーカー自動運転の安全性評価の取り組み」。未来を変える自動運転ショーケース/社会受容性シンポジウム)。一般社団法人日本自動車工業会自動車部会 横山利夫。2021年3月。URL: <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono\_info\_service/mono/automobile/Automated-driving/jikoukai.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/mono\_info\_service/mono/automobile/Automated-driving/jikoukai.pdf</a>
- 自動運転の安全性評価フレームワーク v1.0. 一般社団法人日本自動車工業会 AD 安全性評価分科会. 2020 年 10 月.

URL: <a href="https://www.jama.or.jp/safe/automated\_driving/pdf/framework.pdf">https://www.jama.or.jp/safe/automated\_driving/pdf/framework.pdf</a>

○「自動走行の実現及び普及に向けた取組報告と方針」Version 5.0. 一般社団法人日本自動車工業会 自動走行ビジネス検討会. 2021 年 4 月.

URL:

https://www.meti.go.jp/shingikAl/mono\_info\_service/jido\_soko/pdf/20210430\_02.pdf

- ○「セルフ給油所における給油許可監視システム実証実験結果報告書」 消防庁 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会. 2023 年 3 月.
- O Human Error. J. Reason. Cambridge University Press. Cambridge. 1990.
- Torino Impact Hazard Scale. Center for Near Earth Object Studies. NASA.
   URL: https://cneos.jpl.nasa.gov/sentry/torino\_scale.html